

横浜市みんなのおでかけ交通事業 「おでかけシャトル」導入の手引き

令和8年7月
横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

目 次

1. 目指す地域公共交通の姿	1
2. 公共交通圏域とは	2
3. 横浜市みんなのおでかけ交通事業とは	3
4. 導入する移動サービス	4
5. 補助内容	5
6. 取組フローと役割分担	14
7. 各フェーズの取組内容	15
8. 参考資料	29
・ 謝金支払簿（例）	29
・ 移動動向アンケート調査票（例）	30
・ 募集要件（募集要領）（例）	34
・ 提案書記載例	39
・ 「事業計画承認申請書」記入例	41
・ 「事業計画書」記入例	42
・ 「運行に係る収支予算書」記入例	44
・ 「交付申請及び実績報告書」記入例	45
・ 協定書（例）	47
・ 利用状況アンケート（1～2年目）（例）	50
・ 利用状況アンケート（3年目）（例）	54



みんなのおでかけ交通事業
マスコットキャラクター
ちいきこーちゅー

1. 目指す地域公共交通の姿

地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政の連携により、
市域全体で地域公共交通を充実させ、
誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現します

地域公共交通のイメージ



目指す姿を実現するための3つの基本方針

地域公共交通を**守**る

公共交通圏域※では、既存の公共交通（路線バス等）のネットワークを維持していきます。

地域公共交通を**増**やす

公共交通圏域外では、横浜市みんなのおでかけ交通事業により地域に適した、新たな地域公共交通の導入を目指します。

地域公共交通を積極的に**使**う

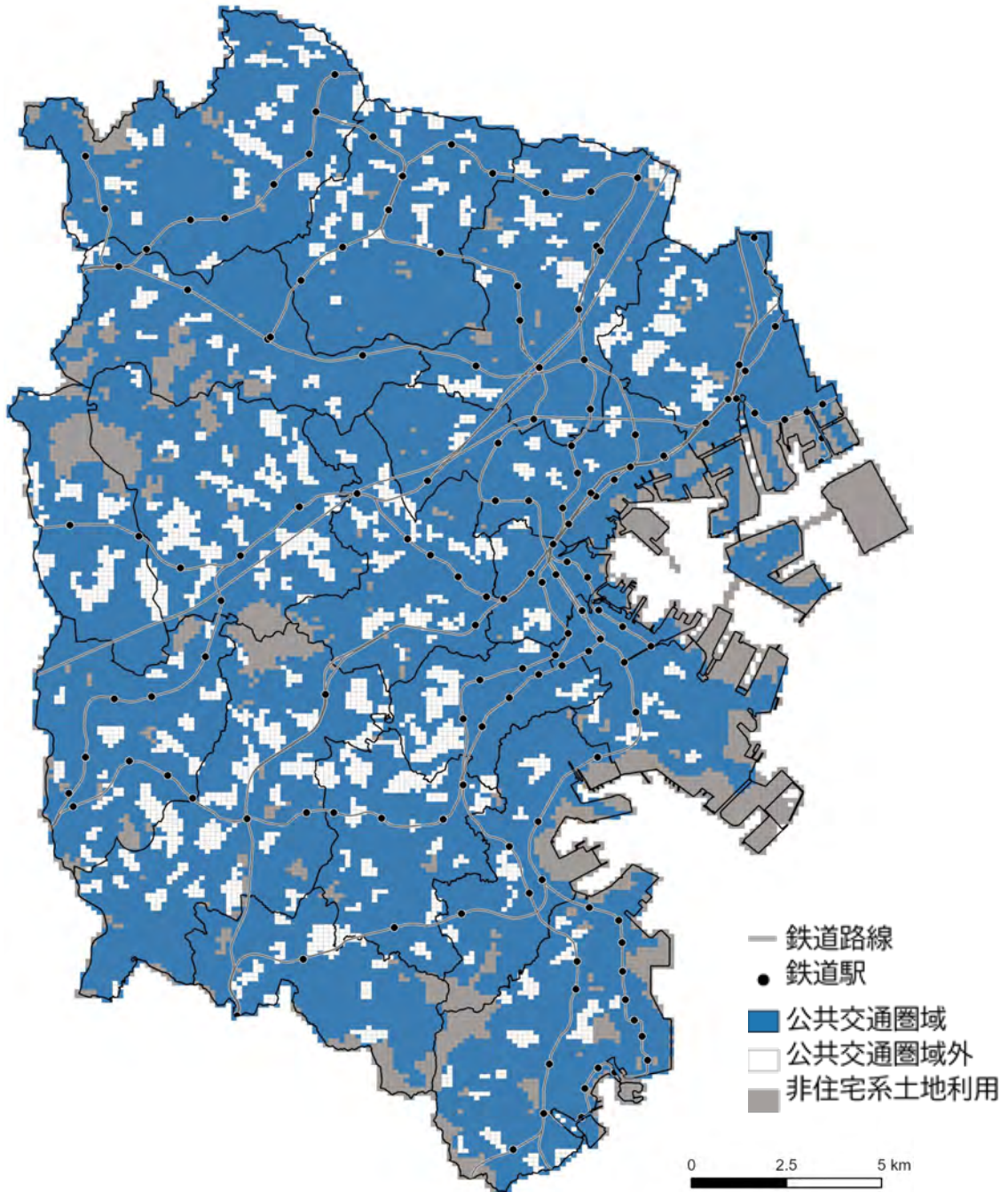
持続可能な地域公共交通とするために、地域公共交通の利用促進、企業のノウハウや技術の活用を進めていきます。

※公共交通圏域…道路距離で鉄道駅から800m、バス停から300mのいずれかに含まれている地域（詳細は次項参照）

2. 公共交通圏域とは

◆ 公共交通圏域の定義

道路距離で鉄道駅から800m、バス停から300mのいずれかに含まれている地域のうち、勾配による影響を考慮※¹し、公共交通圏域として抽出。



公共交通圏域図※²（125mメッシュ）

令和7年4月時点

※¹ 勾配による影響を考慮

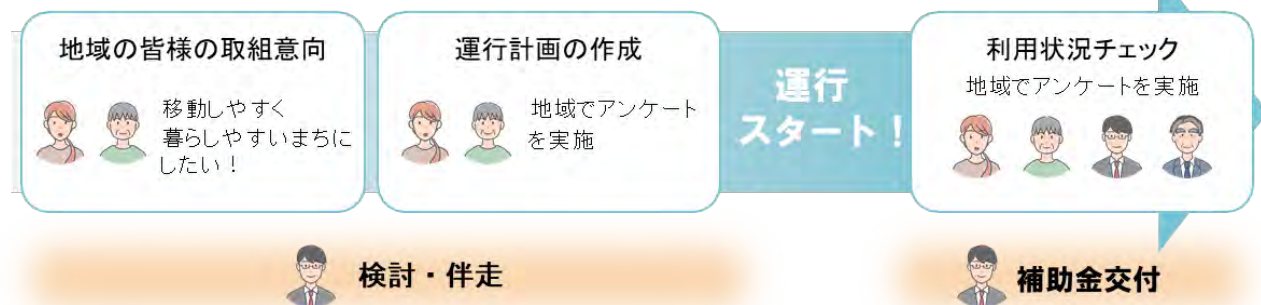
- ・勾配に応じて800m・300mの距離を短縮補正
- ・勾配が12%を超える道路はアクセス経路とみなさない

※² 公共交通圏域等の状況をわかりやすく図示したものであり、実際の公共交通圏域等と異なることがあります。

3. 横浜市みんなのおでかけ交通事業とは

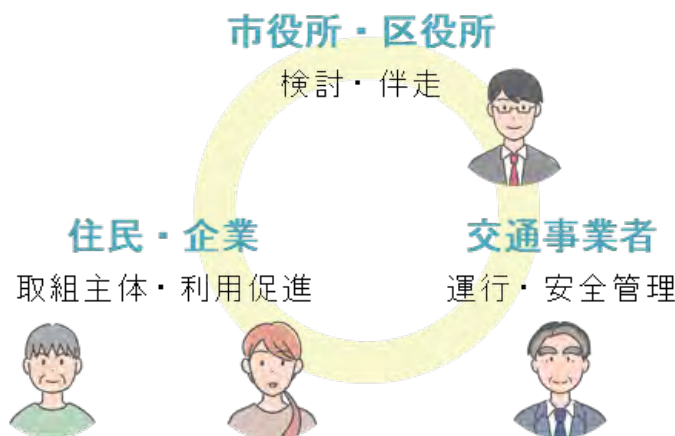
駅やバス停から離れた住宅地や山坂の多い地区など、駅やバス停までアクセスしにくく、買い物や通院などの日常生活圏の移動が不便と感じる地域で、バスを補完する地域公共交通「**おでかけシャトル**」の導入を支援し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

本事業では、横浜市が地域等の取組に対して伴走支援を行うとともに、「**おでかけシャトル**」の運行に必要となる経費の一部を、「横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱」（以下、「要綱」）に基づき、補助します。



◆ 取組体制

「**おでかけシャトル**」の導入に向けては、関係者が協力しながら、それぞれの役割のもと連携して取り組むことが必要です。



◆ 取組にあたっての留意点

Point
1

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として**おでかけシャトル**の導入に向け取り組むことが必要です。

Point
2

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

Point
3

持続可能な交通サービス

地域で**おでかけシャトル**を定着させるためには、多くの方々の利用による運賃収入が必要不可欠です。また、運賃収入のほか、地元企業などに運行のサポーター（協賛金など）となってもらふことも考えられます。

Point
4

今ある公共交通を活かす

おでかけシャトルは、バスを補完するサービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

4. 導入する移動サービス

バスやタクシー事業者などによる運行

導入する移動サービスは、ルートや時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域を効率的にカバーできる場合には、企業などが主体となる「デマンド型運行」の導入を検討します。

基本の移動サービス

路線定期運行

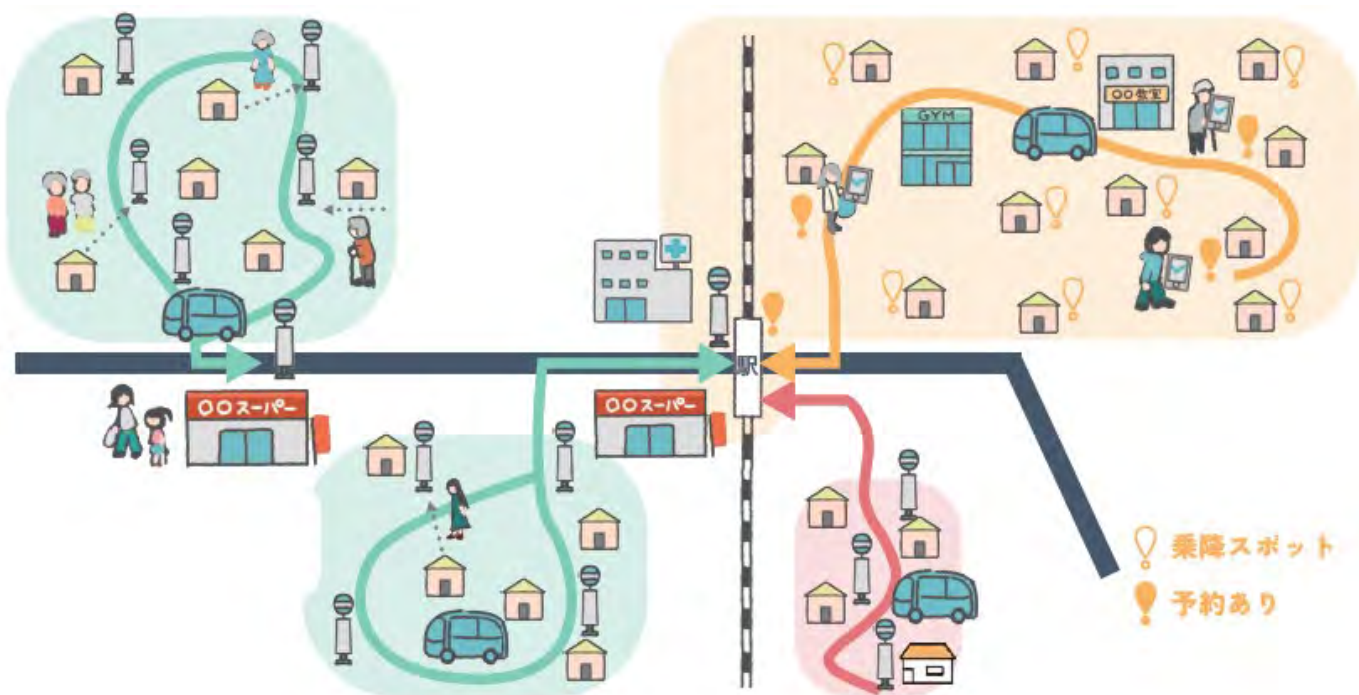
- ・ 路線バスの様に、決められたルートとダイヤで運行
- ・ 予約不要
- ・ 停留所を設置

広域的な点在需要を効率的にカバー

デマンド型運行

(企業主体での取組の場合)

- ・ 決められたルートやダイヤは無く、利用者の希望に応じて、AIが設定したルートを走行
- ・ アプリや電話による予約が必要
- ・ 乗降スポットを設定



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設等の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」の適用が可能です。

ボランティアバス

- ・ 地域の保有する車両を活用
- ・ 地域ボランティア等による運行

地域貢献送迎バス

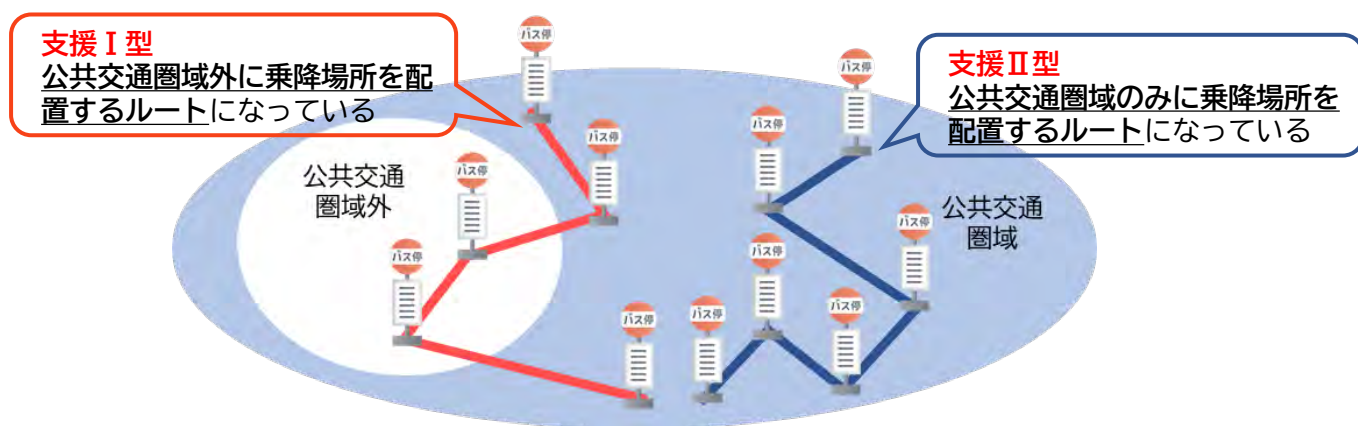
- ・ 商業・福祉施設等の送迎車両の空席や空き時間を活用
- ・ 施設の職員等による運行

5. 補助内容

◆ 導入支援の対象地域・補助の分類（路線定期運行の場合）

横浜市内全域を対象としますが、取組地区に公共交通圏域外が含まれるか否かによって、補助内容が異なります。

支援Ⅰ型 取組地区に公共交通圏域外 （白地）が 含まれる 場合	支援Ⅱ型 取組地区に公共交通圏域外 （白地）が 含まれない 場合
<導入・継続支援> 実証運行、本格運行の 運行経費 など運行に必要な経費 の一部に対する補助	<導入支援のみ> 実証運行の 運行経費 など運行に必要な経費 の一部に対する補助



◆ 実証運行と運行継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

・持続可能な運行（本格運行）が可能か検証するため、実証運行を実施します。実証運行期間は最長3年間です。

・実証運行を継続するためには、以下に定める収支率を上回ることが条件となります。収支率を2年連続で達成できなかった場合、翌事業年度から補助を終了します。その場合は実証運行を終了し、他の移動サービスへの転換も含めて調整・検討をしていきます。

事業年度	・路線定期運行（支援Ⅰ型） ・デマンド型運行	・路線定期運行（支援Ⅱ型）
1年目終了時点 (12か月経過後)	収支率 25%	収支率 50%
2年目終了時点 (24か月経過後)	収支率 35%	収支率 75%
3年目終了時点 (36か月経過後)	収支率 50%	収支率 100%

（⇒「収支率」については、P19を参照）

5. 補助内容

1 路線定期運行

補助 条件

- ①利用者を限定せず、広く一般に利用可能とすること
- ②横浜市地域公共交通会議に附議し、協議が調っていること
- ③事業計画承認通知を受けていること（➡P24参照）
- ④地域交通活動団体、運行事業者、市の間で運行開始までに、運行にかかる役割分担などを定める協定書を締結していること
- ⑤実証運行の期間は最長3年間とし、運行継続条件（➡P5参照）を2年連続で達成できなかった場合、翌事業年度以降の補助を終了とする

◆ 路線新設の場合（新たな路線を新設するもの）

補助 対象者

- ①地域まちづくりグループの登録等※¹をしている地域交通活動団体
- ②一定の要件を満たす協議会※²

区域

- 【支援Ⅰ型】取組地区に公共交通圏域外が含まれている
 【支援Ⅱ型】取組地区に公共交通圏域外が含まれていない

補助 対象 経費

運賃収入等と運行 経費の差額の補填

実証運行：上限なし
 本格運行：運行経費の50%までかつ600万円を上限
 （1事業年度あたり）【支援Ⅰ型のみ】

<運行経費> 横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の
 時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額

車両費

ワゴン型車両：上限600万円（1地区1台まで）
 小型バス：上限1,800万円（1地区1台まで）

バス停留所設置費

上限100万円（1地区あたり）

車両改装費 （ラッピング費用など）

上限50万円（1地区あたり）

利用促進費

上限100円×対象世帯数※³（1地区1事業年度あたり）

※1 地域まちづくりグループ等については、P21を参照

※2 民間事業提案窓口に提案した民間事業者をはじめとして、当該活動を行う運行事業者や当該活動区域内に含まれる自治会・町内会長等により構成される組織

※3 設置するバス停留所から半径300mの範囲に含まれる世帯数

5. 補助内容

◆ 路線再編の場合（既存の路線の運行ルート等を変更するもの）

補助 対象者	①地域まちづくりグループの登録等※ ¹ をしている地域交通活動団体 ②一定の要件を満たす協議会※ ²
区域	【支援Ⅰ型】取組地区に公共交通圏域外が含まれている 【支援Ⅱ型】取組地区に公共交通圏域外が含まれていない
補助 対象 経費 ※ ³	運賃収入等と運行経費の差額の補填 上限600万円（1事業年度あたり）【支援Ⅰ型のみ】 （運賃収入等及び運行経費は、当該系統の実車走行キロのうち、再編した区間の実車走行キロに応じて按分してそれぞれ算出） <運行経費> 市内乗合バス事業者の実車走行キロ当たり原価と 運行事業者が積算する実車走行キロ当たり原価のうち安価の方に、再編した路線の総路線距離を乗じて得られる金額
	バス停留所設置費 上限100万円（1地区あたり）
	車両改装費 （ラッピング費用など） 上限50万円（1地区あたり）
	利用促進費 上限100円×対象世帯数※⁴（1地区1事業年度あたり）

※¹ 地域まちづくりグループ等については、P21を参照

※² 民間事業提案窓口に提案した民間事業者をはじめとして、当該活動を行う
運行事業者や当該活動区域内に含まれる自治会・町内会長等により構成される組織

※³ 本格運行時に係る費用が対象

※⁴ 再編部分に設置するバス停留所から半径300mの範囲に含まれる世帯数

5. 補助内容

2 デマンド型運行

補助条件

- ①利用者を限定せず、広く一般に利用可能とすること
- ②横浜市地域公共交通会議に附議し、協議が調っていること
- ③事業計画承認通知を受けていること（⇒P24参照）
- ④協議会と市の間で運行開始までに、運行にかかる役割分担などを定める協定書を締結していること
- ⑤実証運行の期間は最長3年間とし、運行継続条件（⇒P5参照）を2年連続で達成できなかった場合、翌事業年度以降の補助を終了とする
- ⑥原則、運行範囲が1km²以上、範囲内の人口が1.5万人以上であること
- ⑦路線定期運行と比較して、デマンド型運行を用いることが効率的であること

補助対象者

一定の要件を満たす協議会
（民間事業提案窓口に提案した民間事業者をはじめとして、当該活動を行う運行事業者や当該活動区域内に含まれる自治会・町内会長等により構成される組織）

区域

公共交通圏域外が含まれている

補助対象経費

運賃収入等と運行経費の差額の補填

実証運行：上限なし
本格運行：運行経費の50%までかつ
600万円を上限（1事業年度あたり）

＜運行経費＞横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額

システム費

上限520万円（1年あたり）
※システム導入に係る環境設定費用として、上限100万円の追加可能（実証運行、本格運行のいずれか1年間に限る）

車両費

ワゴン型車両：上限600万円（1地区1台まで）
小型バス：上限1,800万円（1地区1台まで）

バス停留所設置費

上限100万円（1地区あたり）

車両改装費 （ラッピング費用など）

上限50万円（1地区あたり）

利用促進費

上限100円×対象世帯数※1（1地区1年あたり）

※1 運行範囲に含まれる世帯数

5. 補助内容

3 ボランティアバス

補助条件

- ①利用者を限定せず、広く一般に利用可能とすること
- ②横浜市地域公共交通会議に報告していること
- ③事業計画承認通知を受けていること（⇒P24参照）
- ④地域交通活動団体と市の間で運行開始までに、運行にかかる役割分担などを定める協定書を締結していること
- ⑤運行管理・安全管理・乗車規程・乗務規程を定め、6か月を超えない範囲で1回以上の頻度で日常的な安全管理がなされていることが分かる書類を提出すること
- ⑥月20便以上の運行を確保すること（本格運行時において、運行便数が3か月連続で月20便を下回った場合は、翌年度以降の補助を終了とする）

補助対象者

地域まちづくりグループ登録等※1をしている地域交通活動団体

区域

横浜市域内

補助対象経費

車両費※2

上限600万円（1地区1台まで）

車検・車両に係る税

上限25万円（1地区1年あたり）

任意自動車保険料※2

上限30万円（1地区1年あたり）

車両整備・修繕費※2

（車両の性能維持や安全に運行するための整備費、故障等による修理費）

上限15万円（1地区1年あたり）

運転手謝金
添乗員謝金

それぞれ上限60万円（1地区1年あたり）

①運行ルート12km以上：上限1,000円/便

②運行ルート12km未満：上限500円/便

燃料費※2

上限30万円（1地区1年あたり）

【算出式】（運行距離÷走行燃費等）×燃料単価

- 運行ルートを定めない場合（予約型など）は、補助対象外。
- 利用者に実費として利用料を徴収している場合は、補助対象外。ただし、実費相当分の一部のみを徴収している場合は、差額分が補助対象となる。

バス停留所設置費
車両改装費（ラッピング費用など）
ドライブレコーダー
安全運転支援装置
団体法人化に伴う費用
利用促進・運行管理費等

合計：上限50万円（1地区1年あたり）

※利用促進・運行管理費等は単独で上限20万円/年

※1 地域まちづくりグループ等については、P21もご参照ください

※2 地域交通活動団体等が所有又はリースする車両が対象

5. 補助内容

4 地域貢献送迎バス

補助条件	①利用者を限定せず、広く一般に利用可能とすること ②横浜市地域公共交通会議に報告していること ③事業計画承認通知を受けていること（⇒P24参照） ④自治会・町内会等、運行者、市の間で運行開始までに、運行にかかる役割分担などを定める協定書を締結していること ⑤運行管理・安全管理・乗車規程・乗務規程を定め、6か月を超えない範囲で1回以上の頻度で日常的な安全管理がなされていることが分かる書類を提出すること ⑥月20便以上の運行を確保すること（本格運行時において、運行便数が3か月連続で月20便を下回った場合は、翌年度以降の補助を終了とする）		
補助対象者	補助条件④の協定を締結している運行者		
区域	横浜市内		
区分	【地域貢献Ⅰ型】 自社の商品購入等を目的とした送迎サービスではなく、地域の交通サービスのみに運行を提供する場合 【地域貢献Ⅱ型】 自社の商品購入等を目的とした送迎サービスに、地域の交通サービスの乗客を混乗させる運行を提供する場合		
補助対象経費	車両費※	上限600万円（1地区1台まで）	【地域貢献Ⅰ型】 各補助上限額の100% かつ 経費の100%補助 【地域貢献Ⅱ型】 各補助上限額の50% かつ 経費の50%補助
	車検・車両に係る税※	上限25万円（1地区1年あたり）	
	任意自動車保険料※	上限30万円（1地区1年あたり）	
	車両整備・修繕費※ （車両の性能維持や安全に運行するための整備費、故障等による修理費）	上限15万円（1地区1年あたり）	
	運転手人件費 添乗員人件費	それぞれ上限60万円（1地区1年あたり） ①運行ルート12km以上：上限1,000円/便 ②運行ルート12km未満：上限500円/便	
	燃料費※	上限30万円（1地区1年あたり） 【算出式】（運行距離÷走行燃費等）×燃料単価 ▪運行ルートを定めない場合（予約型など）は、補助対象外。 ▪利用者から実費相当分として利用料を徴収している場合は、補助対象外。ただし、実費相当分の一部のみを徴収している場合は、差額分が補助対象となる。	
	バス停留所設置費 車両改装費（ラッピング費用など） ドライブレコーダー 安全運転支援装置 利用促進費（地域貢献Ⅰ型のみ）		【地域貢献Ⅰ型】 合計：上限40万円（1年あたり）かつ 経費の100%を補助 ※利用促進費は単独で上限10万円/年 【地域貢献Ⅱ型】 合計：上限20万円（1年あたり）かつ 経費の50%を補助

※ 運行者が所有又はリースする車両が対象

5. 補助内容

◆ 補足事項

① 車両を地域公共交通以外で使用する場合

車両を地域公共交通以外の用途で使用する場合、補助対象経費のうち、「車両費」「車検・車両に係る税」「任意自動車保険料」「車両整備・修繕費」「燃料費」については、次式により補助金額を算定します。（「車両費」については、車両を購入した場合を除きます。）

【算出式】 各項目で算定した補助金額 × (実働走行距離 ÷ 総走行距離)

＜車両を購入した場合＞

本補助金で購入した車両（付属設備も含む）を地域公共交通の用途以外への使用や譲渡等を行おうとする場合は、「取得財産等目的外使用申請書」を市長へ提出し、承認を受ける必要があります。（➡要綱「第26条」参照）

また、省令に定める耐用年数が経過するまで、毎事業年度、算定式により算定される額を納付する必要があります。

【算出式】 補助金額 × (1 ÷ 耐用年数) × (1 - (実働走行距離 ÷ 総走行距離))

総走行距離：当該事業年度の走行距離の総計

実働走行距離：総走行距離のうち、地域公共交通の運行に係る走行距離

② 便数の考え方（ボランティアバス、地域貢献送迎バスの場合）

＜路線運行の場合＞

- ・始点から終点までを1便とする
- ・折り返し運行の場合は、折り返し地点（中間地点）までを1便とすることも可

＜運行ルートを定めない場合（予約型など）＞

- ・全ての乗客が乗車してから降車するまでの運行をもって1便とする
- ・予約がキャンセルとなる等、運行されなかった場合は1便としてみなさない

③ 地域貢献Ⅰ型とⅡ型の考え方（地域貢献送迎バスの場合）

「車両の空き時間を利用して地域住民のみを乗せる運行（地域貢献Ⅰ型）」または「車両の空席を活用して自社目的の利用者と地域住民が一緒に乗る運行（地域貢献Ⅱ型）」によって判断します。

例1 福祉施設が保有する車両を、朝夕は施設利用者の送迎に使用し、昼間は地域住民向けの交通サービスとしてのみ運行する場合
➡ 地域貢献Ⅰ型（地域住民のみ）

例2 スーパーが運行するお買い物バスにおいて、スーパーの利用者（買い物客）と地域住民が同じ車両に乗車する場合
➡ 地域貢献Ⅱ型（自社利用目的＋地域住民の混乗）

5. 補助内容

◆ 補足事項

④ 利用促進費の対象となる経費

おでかけシャトルの利用者数、利用回数の増加が見込まれる活動にかかる経費やおでかけシャトルを運行するにあたって必要な活動に係る経費が対象となります。

<補助対象となる経費の例>

印刷費	チラシ・パンフレット、名刺、調査・参考資料等の印刷費、地域住民等の意識調査又はアンケート調査のための印刷費など（印刷に伴う版下作成費、活動PR等に使用するDVD等の複製費も含む）
使用料	打ち合わせ、勉強会、見学会等の会場使用料、機材使用料など
謝金	講師等謝金など
交通費	・見学会等の際の交通費 （バス借上費は、合計で6万円までが助成上限） ・関係機関と連絡調整に要する交通費（鉄道・路線バスに限る） ※電車・バス等の利用がある場合は、その日時・経路費用を積算した集計表を提出すること。
郵送費	地域住民への利用促進チラシなどの郵送物など
用紙等事務用品費	紙、文房具、プリンターのインクなど活動の実行にかかせない消耗品で、一品の単価が1万5千円未満のもの
掲示板設置費	広報のための掲示板、看板の製作、設置、移設、修繕又は撤去に要する費用など
企画運営費	出発式や体験乗車会などイベント等の実施に係る経費 ※配布物品は、利用啓発物品としてオリジナルのものを作成して利用者等に配布するものに限る（一般的に販売されているものをそのまま配布する場合は対象外） ※何かしらの方法で当該イベントについて広報することを前提とする ※飲食費は対象外とする
通信費	ボランティアバスまたは地域貢献送迎バスにおける、予約型の場合の予約受付用電話代など運行に必要となる電話代 ※その他地域交通活動以外に伴って必要となる電話代は対象外（地域交通の運行に使われていることがわかる書類を実績報告の際に提出すること）

<補助対象とならない経費の例>

- ・会議のお茶・お菓子代、懇親会などの飲食費
- ・一般的な活動に伴う通信費としての電話代・FAX代
- ・プリンター、デジタルカメラ、パソコンなどの備品の購入費
- ・事務所の維持、管理費（家賃、経常にかかる事務所経費など）
- ・カーナビのNHK受信料
- ・おでかけシャトルの乗車無料券や割引券
- ・使途が明確でない雑費、事務費等

5. 補助内容

◆ 補足事項

① 領収書やレシートの整理

- 支払いの際には、必ず領収書やレシートをもらって保管してください。領収書やレシートにその用途（品目・数量等）が記載されていない場合は、余白に品目などをできるかぎり詳細に記入し、誰が見ても何に使用したのかがわかるようにしてください。
- 領収書やレシートには、宛名（地域交通活動団体名）、発行者名（店舗など）、発行者印、年月日が必要です。宛名は個人名ではなく、必ず、地域交通活動団体名としてください。
- 領収書やレシートが発行されないものは、見学会等の際の交通費を除き、利用促進費の対象となりませんので、ご注意ください。



事業計画承認通知の通知日以降に発行された領収書及びレシートの経費が補助対象となります！



補助金の交付申請及び実績報告をする時に、領収書やレシートが必要になるよ！
なくさない様にしっかりと保管しておこう！

⑤ 運転手及び添乗員謝金の支払いについて

（ボランティアバス、地域貢献送迎バスの場合）

運転手及び添乗員の謝金については、補助金の申請時に、支払ったことが分かる書類が必要となります。受領日や受領者の署名、押印のある支払簿などでしっかりと管理しておく必要があります。

➡謝金支払簿（例）（P29）参照

6. 取組フローと役割分担

基本の移動サービスとなる**路線定期運行を導入する場合**の取組フローと役割分担は次のとおりです。

フェーズ	項目	地域住民	交通事業者	横浜市
フェーズ1 課題を共有する	(1)事前相談	●	●※	●
	(2)移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析
フェーズ2 運行計画をつくる	(1)運行計画案の作成	●	●※	●
	(2)推計利用者数の算出			●
フェーズ3 運行事業者を決める	(1)活動団体の設立(グループ登録等)	●		
	(2)募集要件のとりまとめ	●		● 事務補助
	(3)募集要件の公表 (事業者への周知、HPへの掲載)			●
	(4)応募内容審査・事業者の選定	●		● 事務補助
フェーズ4 運行に向けた準備	(1)交通管理者・道路管理者等との調整			●
	(2)周辺の交通事業者との調整			●
	(3)停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4)地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5)運行準備	●	●	
	(6)運行に係る協定締結	●	●	●
フェーズ5 運行スタート (実証運行 最長3年間 本格運行)	(1)運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2)利用促進啓発活動	●	●	
	(3)運行計画の見直し、改善	●	●	●

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ1 課題を共有する

各取組の役割分担を記載しています。

地域：地域住民 **事業者**：交通事業者 **市**：横浜市

地域 **事業者** **市**

(1) 事前相談

公共交通圏域外を広く含む地域や市民から相談のあった地域に対して、移動に対するお困りごと等についてヒアリングをさせていただくとともに、横浜市みんなのおでかけ交通事業の進め方や市、地域、交通事業者が担う役割などについて、ご説明させていただきます。

また、周辺の交通事業者とも地域のお困りごと等を共有し、**おでかけシフト**の導入以外の解決策が無いか検討します。

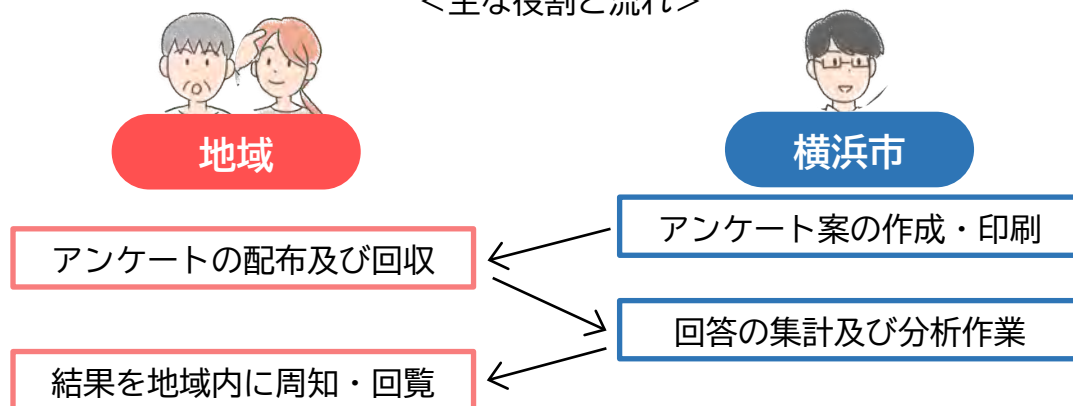
地域

市

(2) 移動動向アンケートの実施

まずは、地域の移動に関する現状や課題を把握するため、移動に関するアンケート調査を地域と横浜市で協力して実施します。

<主な役割と流れ>



<アンケートの主な項目>

①ご自身について

年齢、居住エリア(自治会等)、自動車免許の所有状況、敬老パスの所有状況など

②日常の外出について

日常の外出に対する困り具合、外出目的、行き先・立ち寄り先、移動手段、外出頻度、外出曜日、出発時間・帰宅時間 など

➡移動動向アンケート調査票(例) (P30~33) 参照



7. 各フェーズの取組内容

フェーズ2 運行計画をつくる

地域 事業者 市

(1) 運行計画案の作成

おでかけシャトルの導入に向けて、多くの皆さんに利用してもらえるよう、地域に適した運行計画案を検討します。

まずは、移動動向アンケートの結果や道路幅員などのデータを踏まえ、市が運行ルートなどのたたき台を作成しますので、それを基に地域の皆様と意見交換しながら運行計画案としてとりまとめていきます。

なお、検討にあたっては、周辺の交通事業者とも協議を行いながら進めていきます。

<運行計画案で検討する内容>

- ・ 運行ルート
- ・ バス停留所の位置
- ・ 運行日数（平日運行、週3日運行など）
- ・ 運行時間帯
- ・ 運行便数
- ・ 運賃 など



◆ 運行ルート、バス停留所位置の検討のポイント

Point 1 既存バス路線との競合は避ける

新たに地域交通を導入することによって、既存バス路線に影響が生じ、既存バス路線の減便や廃止を生じる恐れがあります。

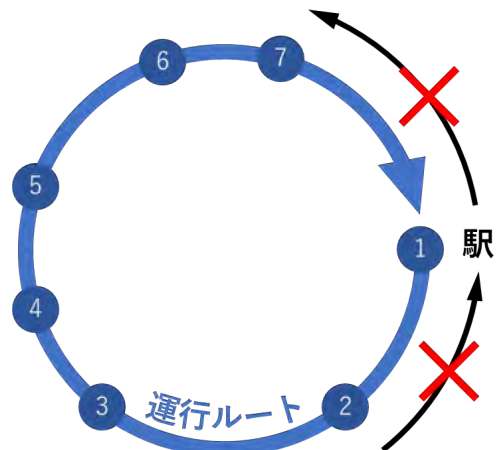
既存バス路線を基本としつつ、地域の特性に応じた**おでかけシャトル**を組み合わせることにより、全体として整合性のとれたネットワークを形成できるよう、既存バス路線との競合を十分考慮した運行ルートとする必要があります。

Point 2 利用しやすい計画となっているか

運行距離を長くすると、利用範囲が広がる反面、便間隔が長くなってしまうため、便間隔が30分以内に収まるような運行距離が望ましいです。

また、片方向のみ循環するルートは、行きたい方向とバスの進行方向が反対向きになってしまう場合があります。（例：②から駅に行きたい場合、遠回りになってしまう等）

循環ルートを設定する際は、各停留所からの主な行き先を想定し、利用しやすいルートになっていないか注意しましょう。



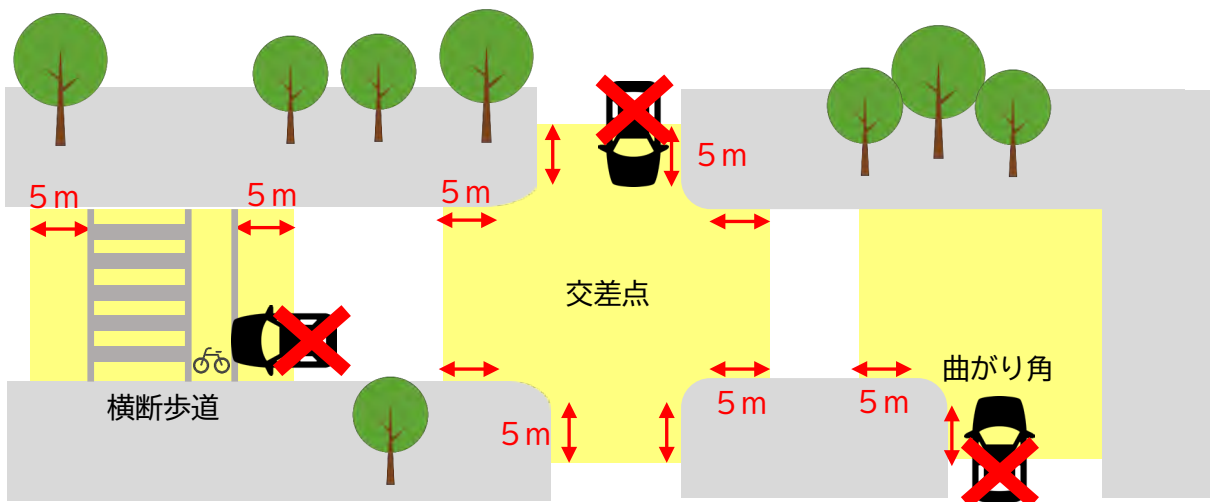
7. 各フェーズの取組内容

フェーズ2 運行計画をつくる

Point 3 停留所が設置できる場所かどうか

交差点、横断歩道、曲がり角、坂の頂上付近などは、駐停車禁止場所となるため、5m以上離す必要があります。

また、バスを待っている人が歩行者や車の通行を妨げないか、バスを追い越す車両が十分な見通しを確保できるかや停止線でまっすぐ停止できるかなどの点にも考慮し、停留所の設置場所を設定する必要があります。



: 駐停車禁止の場所

<停車及び駐車を禁止する場所（道路交通法より抜粋）>

第四十四条

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

7. 各フェーズの取組内容

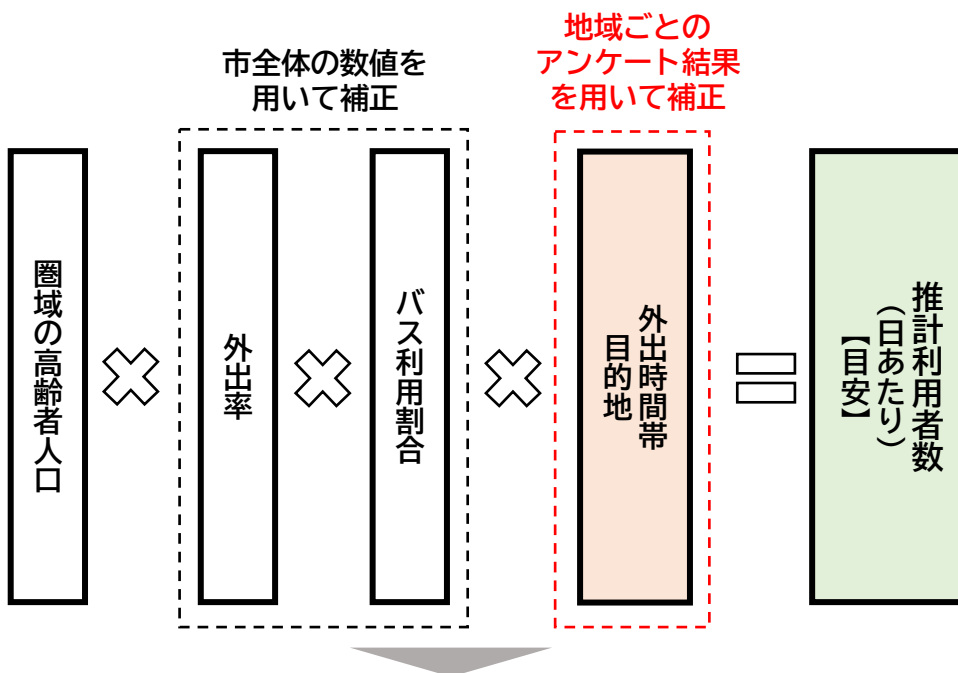
フェーズ2 運行計画をつくる

市

(2) 推計利用者数の算出

高齢者人口や外出率等、地域の客観的な状況を示す指標データに、アンケート調査結果をふまえた補正をすることで、地域交通の本格運行時の「推計利用者数」を算出し、**補助の条件である収支率も踏まえて**、運行日、運行時間帯、運賃等を設定します。

<推計利用者数の算出方法（例）>



喫緊の困りごととして需要が想定される高齢者の利用者推計をベースに運行計画案を検討していきます。

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ2 運行計画をつくる

◆ 運行日、運行時間帯、運賃等の検討のポイント

Point 1 目標とする収支率の達成を見込める計画となっているか

運賃収入と運行経費の差額補填として市の補助を受けるには、本格運行時の収支率の見込みが、支援Ⅰ型の場合は50%以上、支援Ⅱ型の場合は100%以上である必要があります。

【計算式】 収支率（％）＝ $\frac{1\text{年間の運賃収入等}^{\ast}(\text{円})}{1\text{年間の運行経費}(\text{円})} \times 100$

※運賃収入、寄付金、協賛金、運賃の割引に係る補助金、その他横浜市地域公共交通導入支援補助金以外の補助金から得られた収入等のこと

なお、支援Ⅰ型の場合、本格運行時も市から運行経費に対する支援を受けることが出来るため、本格運行時の推計利用者数が少ない（収支率が100%未満）場合でも、運行形態を検討しやすくなるメリットがあります。

支援Ⅰ型	支援Ⅱ型
推計利用者数をもとに運賃収入を想定 運賃収入等 推計利用者数 必要な場合、市から運行経費支援を受けることができます。 市の支援 運賃収入と市の支援などをふまえ、地域にふさわしい運行形態を検討します 運賃収入等 市の支援 運行経費 継続的に運行可能な目標人数を設定し、地域内で共有しましょう 運行経費 推計利用者数 目標人数	推計利用者数をもとに運賃収入を想定 運賃収入等 推計利用者数 運賃収入などをふまえ、地域にふさわしい運行形態を検討します 運賃収入等 運行経費 継続的に運行可能な目標人数を設定し、地域内で共有しましょう 運行経費 推計利用者数＝目標人数

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ2 運行計画をつくる

Point 2 運転者の労働時間等の基準をクリアしているか

運転士が1人で運行をする場合は、運転士が適正な労働条件で従事できるよう、改善基準告示が定める労働時間等に留意する必要があります。

<改善基準告示（一部）>

- 1日の拘束時間 : 13時間以内
- 1日の休息時間 : 継続11時間以上を基本とし、9時間を下回らないこと
- 連続運転時間 : 4時間以内
(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上)

【参考】補助対象となる車両

①ワゴン型車両

定員6人乗り以上14人乗り以下の車両



例：四季めぐり号（旭区）

②小型バス

定員15人乗り以上36人乗り以下の車両



例：Eバス（泉区）

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ3 運行事業者を決める

地域

(1) 活動団体の設立（グループ登録等）

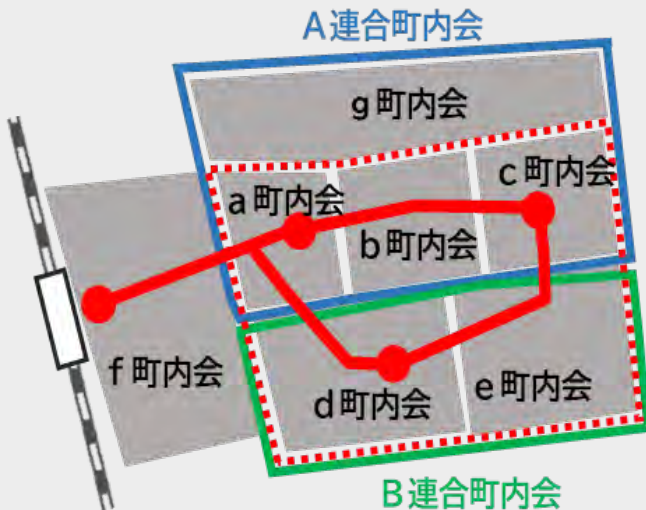
この段階で設立できるよう、フェーズ2から徐々に検討体制の構築に向けた検討も進めておきましょう。

地域内で、活動するための体制を構築し、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づくグループ登録または地域まちづくり組織の認定を受けます。

<グループ登録の要件>

- 5名以上の市民等によって構成されていること
- グループ登録届出書、活動計画書、会則、構成員名簿、活動対象区域図等を提出すること
- バス停留所の設置が想定される箇所の町内会長、連合町内会長、または町内会長や連合町内会長から推薦された者をグループの構成員に含めるよう努めること

ー 構成員に含めることが望ましい町内会長等について ー



左図の運行計画の場合、

- ・ d町内会長or B連長
 - ・ a町内会長or A連長
 - ・ c町内会長or A連長
- をメンバーに含めることが望ましいです。

※ f町内会にも情報提供をしながら進めていきます。

■■■ 検討エリア — 運行ルート案 ● バス停案

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ3 運行事業者を決める

地域

市

(2) 募集要件のとりまとめ

作成した運行計画案をもとに、地域が募集要件（募集要領）としてとりまとめます。また、以下(3)に記載の募集要件（募集要領）の公表や提案書類の受付等の事務を市が行う場合は、地域交通活動団体から市へ依頼文を提出いただく必要があります。

◆募集要件（募集要領）の内容

- ・ 地域特性（道路状況、地形、人口など）
- ・ 運行計画案の概要（ルート及び停留所位置、運行日や運行時間帯、運賃など）
- ・ 運行事業者の役割
- ・ 横浜市の補助内容
- ・ 参加資格
- ・ 提案書の内容について
- ・ スケジュール
- ・ 選定方法 など

➡募集要領（例）（P34～38）参照

市

(3) 募集要件の公表（事業者への周知、HPへの掲載）

(2)でとりまとめた募集要件（募集要領）を、市からバス協会及びタクシー協会に提示するとともに、横浜市のウェブサイトにも掲載し、運行事業者の募集を行います。

事業者は、提示された募集要件を踏まえ、事業実施が可能であれば、実施に係る費用や実施にあたっての条件等を地域に提案します。

➡提案書記入例（P39～40）参照

地域

募集要件（募集要領）

- ・ 運行計画案の概要
- ・ 運行事業者の役割
- ・ スケジュール
- ・ 選定方法 など

市から提示

事業者から提示

事業者

提案書

- ・ 会社概要
- ・ 運行計画の提案（運行経費、運賃、運行日及び運行本数、使用車両など）
- ・ 自社PR など

地域

市

(4) 応募内容の審査・事業者の選定

事業者からの提案書（運行経費や実施するにあたっての条件）を確認し、地域が運行事業者の選定を行います。市は、地域の選定作業の支援を行います。

なお、事業者から提案書の提出が1件も無かった場合や、事業者からの提案内容を地域が不採択とした場合は、再度、事業者募集を実施するか、地域の担い手による運行（ボランティアバス、地域貢献送迎バス）の検討に切り替えていくなど、今後の方向性について検討を行います。

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ4 運行に向けた準備

市

(1) 交通管理者・道路管理者等との調整

交通管理者である警察署及び道路管理者である土木事務所と運行計画案について協議を行います。

交通管理者とは、停留所が設置出来る場所かどうか、停車した際の視認性に問題がないか、運行ルートが交通安全上の問題がないかなどについて確認を行います。

道路管理者とは、公道や公園に停留所を設置する場合、停留所位置について、道路や公園の管理上の問題がないかなどについて確認を行います。

また、必要に応じて、交通管理者・道路管理者の立ち会いのもと、現地を試走し、運行にあたって、問題が無いかどうか確認を行います。

市

(2) 周辺の交通事業者との調整

検討エリアの周辺を走行している交通事業者との協議を行います。

例えば、バス事業者と、既存バス路線との競合を十分考慮した運行ルートとなっているかどうかなどについて調整を行います。

地域

(3) 停留所設置箇所の地先調整

運行事業者と調整した運行計画案に基づき、停留所候補地の周辺住民に対して、バス停設置の協力依頼を行います。実際の場所や写真を見せながら、バスが停車する予定位置を説明し、承諾を得てください。

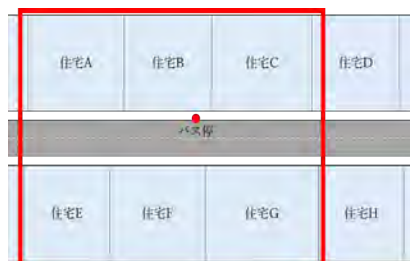
あわせて、道路幅員が狭いなど、道路上に停留所を設置することが困難な場合は、住居の壁やフェンス等に時刻表等の停留所標示物を掲示する必要があります。その際は、該当する住居の方へ設置の協力依頼を行います。

停留所の設置の承諾が得られない場合には、設置箇所の再検討が必要となります。

<承諾を得る対象者>

- ・ バス停を設置する住居
- ・ 上記住居の両隣および向かい側3軒

※バスが停車すること等についてのトラブルを避けることを目的としていますので、地域の状況に応じて対象者は変更いただいてもかまいません。



7. 各フェーズの取組内容

フェーズ4 運行に向けた準備

運行計画案について、関係者との調整が整ったら

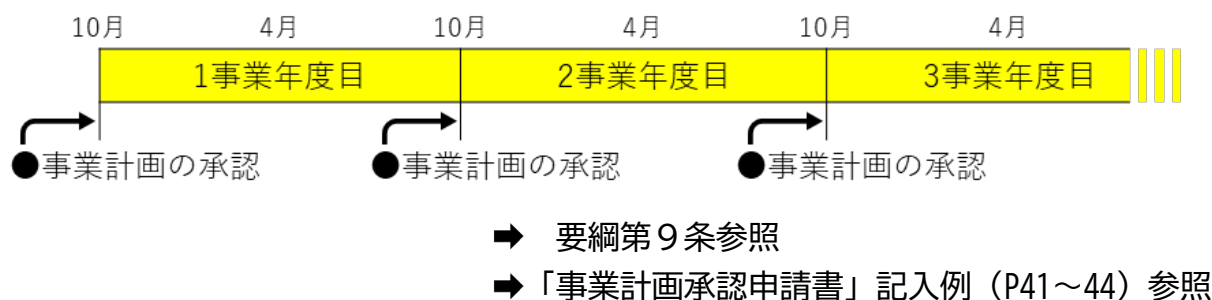
事業計画の承認申請が必要になります

本事業における補助を受ける場合、運行開始前及び運行期間が1年経過するごとに、事業計画承認申請書を市に提出し、承認を受ける必要があります。

<提出書類>

- ・事業計画承認申請書
- ・事業計画書
- ・運行に係る収支予算書
- ・補助対象であることが確認できる書類

(例) 10月に運行を開始する場合



事業計画の承認通知を受けたら

補助金の交付申請をしましょう

補助金は、基本的には後払いになりますが、補助対象者の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に交付出来る場合があります。

<提出書類>

- ・補助金交付申請及び実績報告書
- ・運行に係る収支報告書
- ・補助金の額算出の基礎となる書類

➡ 「交付申請及び実績報告書」記入例（P45～46）参照



事業計画承認通知の通知日以降の経費が補助対象となります！

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ4 運行に向けた準備

事業者 市

(4) 地域公共交通会議等への附議

地域公共交通会議へ附議し、運行計画案（運行手段、運行ルート等）についての助言を求め、運行計画を確定します。なお、地域公共交通会議には、各地区における運行開始後の状況報告なども行っています。

また、道路運送法第4条に基づく乗合旅客運送に係る協議運賃の場合は運賃及び料金に関する事項について、地域公共交通会議の下部組織である、運賃分科会で協議を行います。

地域 事業者

(5) 運行準備

事業者は、使用する車両や停留所標示物の発注など、運行開始に向けた準備を実施します。停留所標示物を住居の壁やフェンス等に設置する場合、設置作業の前に、地域で作業の了承を取っておく必要があります。

また、地域は、走らせる地域交通の愛称や車両デザインについて検討するとともに、運行開始までに、広報紙等を用いて、地域住民に広く周知を行います。

地域にとって親しみやすく、
愛着の持てる名称を考えましょう



地域 事業者 市

(6) 運行に係る協定締結

運行開始前に、運行事業者、地域（グループ登録を行っている活動団体）、市の三者で、運行にあたってのそれぞれの役割分担や運行継続の判断条件などを定めた協定の締結を行います。

◆協定の主な記載内容

- 運行内容（運行形態、運行時間、便数、運賃など）
- 運行事業者、地域、市の役割
- 実証運行内容を変更する場合の手続き
- 運行に関わる事故時の責任・対応
- 補助金関係書類の閲覧方法

など

➡協定書（例）（P47～49）参照

7. 各フェーズの取組内容

フェーズ5 運行スタート

地域 事業者 市

(1) 運行状況のモニタリング

運行事業者は、便ごとの乗車人数などの利用実績を把握し、地域及び市に報告を行います。

その結果を、地域は、広報紙などで住民に周知し、市はウェブサイトなどで市民に周知を行い、目標人数への達成状況を随時、確認できる状況にします。

また、実証運行期間中は、利用状況を確認するアンケート調査を毎年、実施し、運行計画の見直しや導入効果の確認を行います。（アンケート調査の主な役割と流れは、P11に記載の移動動向アンケート調査と同様になります。）

➡利用状況アンケート（例）（P50～57）参照

地域 事業者

(2) 利用促進啓発活動

地域交通を持続可能なものとするためには、地域が主体となって利用促進活動に取り組んでいくことが重要です。

利用者数を増やし、目標人数を達成できるよう、運行継続に向けた地域住民の機運を高める取組を検討し、事業者とも協力しながら実施します。

<利用促進活動の例>

・情報を広く周知する

- ・リーフレットを作成し、周辺の施設に配架する
- ・ポスターを作成し、町内会の掲示板などに掲示する
- ・広報誌を作成し、利用状況等を定期的に共有する
- ・こども会、ケアプラザのイベント、地域のお祭り等を活用して周知する

・「私たちの地域交通」という意識を醸成する

- ・車両デザインや名称を、地域の小学生等に提案してもらう
- ・協賛金を募り、利用者以外も含めた地域全体で支える仕組みをつくる



みんなで
支えよう!



7. 各フェーズの取組内容

フェーズ5 運行スタート

地域 事業者 市

(3) 運行計画の見直し、改善

目標とする収支率の達成が見込めない場合は、三者で協議し、1週あたりの運行日数、運行時間、運賃、協賛金等を調整し、運行計画の改善を図っていきます。

支援 I 型	
1日あたり目標人数	75人

↓

本市の運行支援と合わせても 運行経費を賄えないのでNG	運行形態	路線定期運行
	使用車両	ワゴン車
	1週あたり 運行日数	週5日
	1日あたり 運行時間	8時間
	運賃	300円
	公共交通圏域外	あり
	想定収支率	約40%

運行計画の見直し（例）

運行形態	路線定期運行
使用車両	ワゴン車
1週あたり 運行日数	週3日
1日あたり 運行時間	10時間
運賃	300円
公共交通圏域外	あり
想定収支率	約50%

利用実績を踏まえた運行日時の設定

7. 各フェーズの取組内容

路線定期運行以外の移動サービス（デマンド型運行、ボランティアバス、地域貢献送迎バス）についても、取組内容や流れについては、概ね、路線定期運行と同様となりますが、いくつか異なる点があります。以下、主な内容になります。

デマンド型運行

企業

民間事業提案窓口への提案

地域や施設との連携による利用促進や魅力向上、技術開発による更なる利便性の向上などについて、民間企業との連携・共創による取組を推進することを目的に、横浜市が設置している「民間事業提案窓口」に企業から提案があることが条件となります。

協議会の設立

地域

企業

市

民間事業提案窓口へ提案があった企業を主体とし、運行事業者、地域で協議会を設立します。

実証運行段階では、町内会長、連合町内会長からの合意が必要となり、本格運行段階では、町内会長、連合町内会長、または町内会長や連合町内会長から推薦された者を協議会の構成員に含めることが必要です。

ボランティアバス

地域

ドライバー等の担い手探し

ボランティアバスは、地域の皆さまで運行するものになるため、事業者募集は不要となります。地域の保有する車両を利用し、地域ボランティアによる運行となります。

地域貢献送迎バス

地域

市

協力してくれる施設の確保

事業者募集の実施ではなく、地域周辺で、協力可能性のある施設へヒアリングを実施することで、協力してくれる施設を探します。

8. 参考資料

◆ 謝金支払簿（例）

謝金支払簿(令和 年 月分)

ひな形

No.	氏名	便数	謝金金額	受領日	押印又は署名
1		便	円	/	
2		便	円	/	
3		便	円	/	
4		便	円	/	
5		便	円	/	
6		便	円	/	
7		便	円	/	
8		便	円	/	
9		便	円	/	
10		便	円	/	

8. 参考資料

◆ 移動動向アンケート調査票（例）

新たな地域交通の検討に関するアンケートにご協力をお願いします！

重要

令和●年●月

●●連合自治会

道路・交通政策局地域交通推進課

●●区●●課

●●地区では、地域の皆さまから、日ごろの買い物や通院などの外出に利用する交通手段を求める声が多く寄せられており、高齢化が進む中で、関心が一層高まっています。

そこで、●●連合自治会・町内会では、横浜市と連携して、新たな地域公共交通（おでかけシャトル）の導入について検討を始めました。

検討にあたり、地域の皆さまの移動に関するニーズを把握するため、日ごろの外出状況などについてアンケート調査を行うこととなりました。

ご回答いただいた内容は横浜市が集計・分析し、今後、地域の皆さまと議論を重ねながら「おでかけシャトル」の導入に向けた検討を進める際、地域のニーズに即した運行を実現するための重要な資料として活用させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

【対象者】

●●自治会・町内会のエリアにお住まいの方

【回答期限】

令和●年●月●日(●)まで

【回答方法】

次の①または②の方法によりご回答ください。

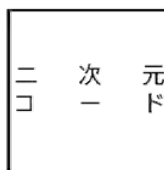
① スマートフォンまたはパソコンで回答

下記 URL または右記二次元コードからウェブサイトアクセスし、アンケートフォームからご回答ください。

(URL)

② アンケート用紙で回答

右側及び裏面の回答用紙にご記入いただき、お住まいの自治会・町内会の●●（班長、組長等）にお提出ください。



二次元コード

【注意事項】

・アンケートは1人1回答です。アンケート用紙は、1世帯に●枚配布しています。足りない場合は、コピーしていただくか、スマートフォンまたはパソコンでご回答ください。

・回答内容は統計的に処理され、個人が特定されることはありません。なお、いただいたご意見・ご質問への個別の回答は行いません。

・回収した回答用紙は、集計・分析後、横浜市が責任をもって廃棄します。

・ご不明な点は、下記お問合せ先までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

<アンケートの配布・回収に関すること>

●●連合自治会 ●● ●●

電話:***-***-**** Eメール:●●●●●

<アンケートの内容に関すること>

横浜市道路・交通政策局地域交通推進課 ●● ●●

電話:045-671-3800 Eメール:●●●●●

〇〇区〇〇課 〇〇

電話:045-***-**** Eメール:●●●●●

8. 参考資料

◆ 移動動向アンケート調査票（例）

回答用紙

【問1】 あなたご自身についてお伺いします。

(1) 所属している自治会・町内会を記入してください。(未加入の方は記載不要)

自治会・町内会名：() 班名 ()

(2) 性別を1つ○で囲んでください。

1. 男性 2. 女性 3. その他

赤字の設問項目は必須です。

その他の設問項目は、必要に応じて修正してください。

(3) 年齢をご記入ください。

() 歳

(4) ご職業について、最も近いものを1つ○で囲んでください。

1. 会社員・公務員等 2. 自営業 3. アルバイト・パート 4. 学生
5. 専業主婦・主夫 6. 無職 7. その他 ()

(5) 自動車運転免許証の保有状況について、現在の状況に最も近いものを1つ○で囲んでください。

1. 持っている（返納を考えていない）
2. 持っている（数年以内に返納を考えている）
3. 持っていない（返納した）
4. 持っていない（取得したことがない等）

(6) 敬老特別乗車証(敬老パス)はお持ちですか。

1. 持っている 2. 持っていない

※敬老パスは、高齢者の方々が豊かで充実した生活を送るための支援の一つとして発行している乗車証で、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に交付しているものです。(所得に応じた負担金が必要です)。

【問2】 日常の外出についてお伺いします。

(1) 日常の外出で困っていますか。該当するものを1つ○で囲んでください。

1. 困っている 2. 困っていない 3. 今は困っていないが将来的に不安がある

(2)(1)の設問で「1. 困っている」または「3. ~将来的に不安がある」と回答された方にお伺いします。

具体的にどのようなことで困ったり、不安に感じていますか。該当するものをすべて○で囲んでください。

1. 自宅からバス停まで遠い 2. 自宅からバス停までに高低差がある
3. 自宅から駅まで遠い 4. 自宅から駅までに高低差がある
5. 目的地まで移動する交通手段がない
6. その他 ()

アンケートは裏面に続きます

8. 参考資料

◆ 移動動向アンケート調査票（例）

(3) 日常の外出先についてお伺いします。

質問項目	回答欄		
	1 番目	2 番目	3 番目
① あなたが日常的によく外出する場所を3つ選び、外出頻度が高い順に選択肢の番号を回答欄に記入してください。 ※電車で目的地に向かう場合は、利用する自宅からの最寄り駅を選んでください。 1. ●●駅（鉄道利用） 2. ●●駅周辺施設 3. ●●病院 4. ●●（福祉施設） 5. ●●（商業施設） 6. その他			
※地区ごとに具体的な施設名を記載してください。	※その他を選んだ場合は具体的な名称を下の欄に記入してください (その他)	(その他)	(その他)
② ①へ行く外出頻度に最も近いものをそれぞれ1つ選び記入してください。 1. 毎日 2. 週5～6日 3. 週3～4日 4. 週1～2日 5. 月に2日程度 6. 月に1日程度			
③ ①へ行く <u>主な曜日</u> をそれぞれ選び記入してください。(複数選択可) 1. 月曜日 2. 火曜日 3. 水曜日 4. 木曜日 5. 金曜日 6. 土曜日 7. 日曜日 8. 不定期			
④ ①へ行く <u>主な目的</u> に最も近いものをそれぞれ1つ選び記入してください。 1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 散歩 6. レジャー（余暇活動） 7. 習い事（塾、料理教室など） 8. 社会活動（自治会・ボランティア活動等） 9. その他			
⑤ ①へ行く際の <u>主な移動手段</u> をそれぞれ1つ選び記入してください。 1. 徒歩のみ 2. 自転車 3. バイク 4. バス 5. タクシー 6. 自家用車（自分で運転） 7. ご家族による送迎 8. ご家族以外による送迎 9. シェアリングサービス(※) (※)シェアリングサービスとは、自動車や自転車等を所有せず、必要なときだけ借りて利用するサービスのこと。			
⑥ ①へ出発する <u>主な時間帯</u> をそれぞれ記入してください。	午前・午後 () 時台	午前・午後 () 時台	午前・午後 () 時台
⑦ ①から帰宅する <u>主な時間帯</u> をそれぞれ記入してください。	午前・午後 () 時台	午前・午後 () 時台	午前・午後 () 時台

【問3】 新たな地域交通「**おでかけシフト**」の利用意向についてお伺いします。

あなたがお住いの地域と、日常よく利用する近隣の目的地（例：商業施設、病院、駅など）を結ぶ新たな地域交通「**おでかけシフト**」が導入され、運賃が300円から400円程度*で利用可能となった場合、この交通手段を利用したいと思いますか。該当するものを1つ○で囲んでください

*敬老パスの提示で、半額程度(150円から200円程度)で乗車可

1. ぜひ利用したい 2. 状況によっては利用したい
3. あまり利用しないと思う 4. まったく利用しないと思う 5. わからない

【問4】地域の交通について、日頃感じていることやご意見などがあればご自由にお書きください。

8. 参考資料

◆ 移動動向アンケート調査票（例）

このスペースに対象地区のエリア図やイメージ写真を掲載するなど

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

8. 参考資料

◆ 募集要件（募集要領）（例）

●●区●●●地区 地域公共交通導入に係る運行事業者募集要領

（地域交通活動団体名（グループ登録名））

1. 運行事業者募集の目的

●●区●●●地区において、「横浜市みんなのおでかけ交通事業」に基づき、地域公共交通の導入に向けた実証運行を実施するにあたり、運行事業者を募集します。

本要領は、運行事業者の選定にあたり、価格のみならず、提案書の内容等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 実証運行の趣旨

地域交通活動団体名では、「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を活用し、横浜市人民政府とともに実施した「日常の移動に関するアンケート調査」の結果等を踏まえて運行計画案を取りまとめました。今後は、この案に基づき、地域交通活動団体名が選定した運行事業者及び横浜市と協力しながら運行計画を検討・作成し、それぞれの役割のもと連携して実証運行を実施する予定です。

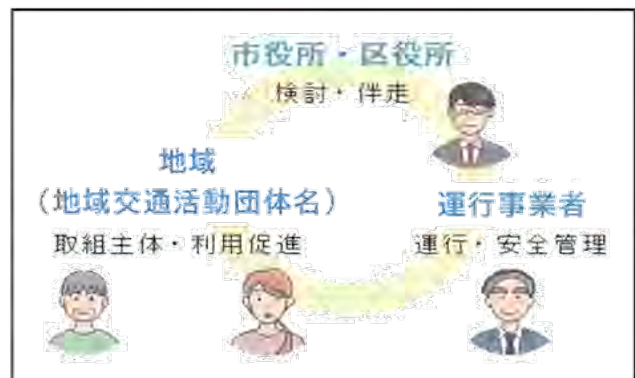


図1 関係者役割イメージ

3. 対象地域

- ・対象地域の区域
- ・人口や高齢化率
- ・地形（高低差や道路幅員など）
- ・対象地域が抱えている課題などについて記載

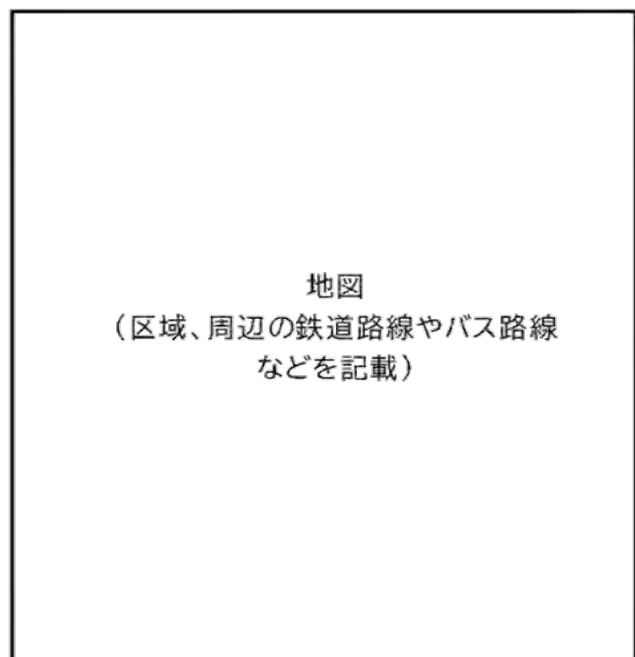


図2 対象地域

8. 参考資料

◆ 募集要件（募集要領）（例）

4. 運行計画案の概要

- ・ 運行形態：路線定期運行（路線新設）
- ・ 運行期間：実証運行 2 年間（運行状況により 1 年延長）
- ・ 運行区間：●●●⇄●●●区●●●地区
※運行ルート案については、【別紙 1】参照。最終的な運行ルートについては、地域交通活動団体名・運行事業者・横浜市の三者で協議を行い、検討・作成します。
- ・ 運行車両：ワゴン型車両 1 台
- ・ 運行日：●曜～●曜（祝日、年末年始を除く）
- ・ 運行時間帯：午前●時台～午後●時台
- ・ 運賃：大人●●円、小児●●円

5. 運行事業者の役割

- ・ 地域交通活動団体名及び横浜市とともに、運行計画の検討・作成業務
- ・ 当該地域公共交通の運行業務
- ・ 運行に係る法手続き（道路運送法第 21 条の許可など）等
- ・ 運賃徴収業務
- ・ 運行車両の確保及び整備点検業務
- ・ 運賃収入や利用者数などの報告業務
- ・ 停留所の設置及び維持管理業務
- ・ 緊急時の対応及び報告業務
※なお、運行開始に先立ち、運行計画の内容等について横浜市地域公共交通会議に附議するとともに、地域交通活動団体名、運行事業者、横浜市の三者で運行実施に係る協定書を締結し、それぞれの役割等を定めるものとします。

6. 横浜市支援制度（補助金）について

本実証運行に係る運行経費等については、「横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱」に基づき、地域交通活動団体名が横浜市に補助金の交付申請を行う予定です。

詳細は別紙 2 をご参照ください。

7. 参加資格

- ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の許可を受けていること。または、許可を受ける予定であること。
- ・ 道路運送法第 40 条の処分期間中ではないこと。
- ・ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当しない者。
- ・ 組織の代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないもの。

8. 参考資料

◆ 募集要件（募集要領）（例）

8. 参加申込書等の提出について

本運行事業者募集に参加を希望される場合は、下記書類を提出してください。

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加申込書（様式1）

イ 提案書（様式2）

(2) 提出期限

ア 参加申込書（様式1） 令和●年●月●日（●） ●時まで

イ 提案書（様式2） 令和●年●月●日（●） ●時まで

(3) 提出先 横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

（本要領の最終頁枠内、書類提出先・問合せ先を参照）

(4) 提出方法 電子メール、郵送（必着）、持参

※郵送の場合は、提出期限までに到着するよう発送してください。

※普通郵便または電子メールの場合は、電話にて到達確認を行ってください。

9. 提案書の内容について

(1) 会社概要

- ・会社名、代表者名、本社所在地、資本金、従業員数
- ・所有車両
- ・参加資格要件

(2) 運行計画の提案（必須提案事項）

「4. 運行計画案の概要」を踏まえ、本格運行時における横浜市からの運行経費に対する支援（運行期間1年あたり運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限）を受けることを前提として、下記の項目についてご提案ください。

- ・運行に係る概算経費（円／日）（人件費・燃料費・車両費・修繕費・諸経費）
- ・運賃収入
- ・運賃設定
- ・本格運行時想定利用者数
- ・運行日及び運行便数
- ・使用車両（乗車定員）

(3) その他自社PR等

以下の観点より、ご提案やご意見等があればご自由にご記入ください。

- ・運行管理体制（運行管理者・整備管理者・運転士の配置（緊急時対応）・苦情対応）
- ・地域公共交通の運行実績
- ・安全対策（教育・点検・事故等緊急時対応・保険体制など）
- ・ISOの認証取得状況
- ・時刻表案・運行計画案（実行可能な範囲で作成）
- ・提案上の工夫（燃費・効率化・利用者対応等）
- ・環境面への配慮
- ・本実証運行への意気込み、地域への思い
- ・高齢者障がい者等への配慮
- ・地域協力体制（地元採用・地域連携・利用促進活動）
- ・実施にあたっての条件 など

8. 参考資料

◆ 募集要件（募集要領）（例）

10. 運行事業者の選定から実証運行開始までのスケジュール（予定）

運行計画の作成	令和●年●月頃
横浜市地域公共交通会議への附議	令和●年●月頃
運行実施に係る協定書締結	令和●年●月頃
実証運行開始	令和●年●月頃（最大3年間、その後、本格運行）

11. 留意事項

- ・運行事業者の選定にあたり、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- ・「横浜市みんなのおでかけ交通事業」の支援内容を確認のうえ、ご提案ください。
- ・最大3年間の実証運行を踏まえ、本格運行に移行する場合も、今回選定された運行事業者が事業を継続する前提でご提案ください。
- ・本募集に関する書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- ・提出された書類については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- ・本募集は、運行事業者を選定するために実施するものであり、提案書に記載された運行計画等の内容が、そのまま反映されるものではありません。運行計画（ルート・時刻・運賃・便数等）は、運行事業者の選定後に、地域交通活動団体名、運行事業者、横浜市の三者で協議の上作成し、横浜市地域公共交通会議への付議等を経て確定します。
- ・受理後の提出書類の返還は行いません。
- ・選定経過及び結果に対する異議申し立て、問合せ等には一切応じません。

12. 選定方法

（1）選定方法

地域交通活動団体名が、（2）に示す評価視点に基づき運行事業者1者を選定いたします。ただし、審査の結果、該当者なしと判断する場合があります。

また、選定に係る会議は非公開とします。

なお、書面による評価を基本としますが、必要に応じて提案者へのヒアリングを実施する場合があります。

（2）評価視点

以下の評価項目・視点に基づき、提案書の内容を総合的に評価します。

評価項目	評価視点	配点
事業者の信頼性、適格性	事業遂行能力（会社概要・法令遵守・安全対策等）	30点
運行計画の実現可能性、妥当性	収支・経費の妥当性、運行条件の具体性と整合性	30点
独自性・工夫、環境への配慮	独自提案・創意工夫、燃費・地域連携等の工夫、時刻表・運行計画の工夫、環境配慮等	20点
地域貢献・協力姿勢	地元採用・地域連携、利用促進活動、地域への思い・運行への意欲、地域課題への理解	20点
合計		100点

8. 参考資料

◆ 募集要件（募集要領）（例）

（３）選定結果の通知

提案者に対して、令和●年●月に選定結果を個別に書面にて通知します。

（４）事業者の決定

審査結果第１位の事業者を地域交通活動団体名及び横浜市との協定締結候補者とします。辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とします。

なお、協定の締結をもって、当該候補者を運行事業者として正式に決定するものとします。

13. 協定締結

（１）協定の締結

地域交通活動団体名は運行計画案や提出された提案書等を基に、協定締結候補者及び横浜市と協議を行い、運行計画を確定させた上で、運行业務の実施に係る協定を締結するものとします。

ただし、協定締結候補者が協定締結までの間に参加資格要件またはその他の応募条件に抵触した場合、又は協定内容に関する協議が整わなかった場合には、次順位者を協定締結候補者として取り扱うことがあります。

（２）協定の内容

協定には、下記の事項等を定める予定です。なお、条項や内容については、地域交通活動団体名・協定締結候補者・横浜市の三者による協議により定めます。

ア 実証運行の内容

イ 役割（運行事業者の役割は「５. 運行事業者の役割」を参照）

ウ その他

14. 参加申込がない場合の取扱

参加申込がない場合は、本募集は中止します。

書類提出先・問合せ先

横浜市道路・交通政策局地域交通推進課 担当 ●●、●●

〒231-0005

横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10（市庁舎 29 階）

TEL：045-671-3800 FAX:045-663-3415

Mail：do-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp

※本募集は、地域交通活動団体名が実施するものです。

横浜市は、地域公共交通の導入に関する地域交通活動団体への支援として、本要領の市ウェブサイトへの掲載、交通事業者への周知、提案書類の受付等の事務を行っています。なお、横浜市の補助金は、横浜市会において予算の議決が必要です。

8. 参考資料

◆ 提案書記載例

令和 年 月 日

地域交通活動団体名

会社名
住所
代表者職氏名

提 案 書

●●区●●●地区 地域公共交通導入に係る運行事業者募集において、提案書を提出します。

1 会社概要（令和 年 月 日現在）

会社名			
代表者名			
本社所在地※	※都道府県・市町村を記載してください。 ※東京23区、横浜市に所在している場合は、区まで記載してください。		
資本金	円	従業員数	人
所有車両	車種 バス（ 台）・マイクロバス（ 台） ワゴン車（ 台）・普通車（ 台）その他（ 台）		
参加資格要件	① 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けていること。または、許可を受ける予定であること。※	許可を受けているものに○ 第3条第1項※ イ・ロ・ハ・予定	
	② 道路運送法第40条に基づく処分期間中ではないこと。	該当する場合は○を記入	

※許可を受けている場合は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可が確認できる証書類の写しを提出してください。また、予定の場合は許可を受ける事業及び予定に○をつけてください。

イ：一般乗合旅客自動車運送事業、ロ：一般貸切旅客自動車運送事業、ハ：一般乗用旅客自動車運送事業

2 運行計画の提案

(1) 運行に係る概算経費

1日あたりの運行経費 〇〇〇〇〇円/日

(内訳は、添付資料を参照)

(2) 本格運行時運賃収入（1日当たり） 〇〇〇〇〇円/日

※運賃収入は運行経費の50%以上になるようにしてください。

(3) 運賃設定

大人：〇〇円 小人：〇〇円

(4) 本格運行時想定利用者数

大人：〇〇人/日 小人：〇〇人/日

(5) 運行日及び運行便数

平日毎日運行/週〇日運行など、運行日の考え方と1日当たりの運行便数の考え方を記入してください。

(6) 使用車両

車種： 乗車定員：〇名

※運行経費の内訳を添付してください。

8. 参考資料

◆ 提案書記載例

3 その他(自社PRなど)

【記載例】

- ・運行管理体制（運行管理者・整備管理者・運転士の配置（緊急時対応）・苦情対応）
- ・安全対策（教育・点検・事故等緊急時対応・保険体制など）
- ・時刻表案・運行計画案（実行可能な範囲で作成）
- ・環境面への配慮
- ・ISOの認証取得状況
- ・提案上の工夫（燃費・効率化・利用者対応等）
- ・本実証運行への意気込み、地域への思い
- ・高齢者障がい者等への配慮
- ・地域協力体制（地元採用・地域連携・利用促進活動）
- ・実施にあたっての条件 など自由にご記入ください。

【連絡担当者】

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

8. 参考資料

◆ 「事業計画承認申請書」記入例

第1号様式（第9条）

事業計画承認申請書

令和〇年〇月〇日

（申請先）
横浜市長

※申請先は、活動団体名
としてください。

（申請者）
団体名 〇〇地区交通検討委員会
住所 横浜市〇〇区〇〇-〇-〇
代表者 職・氏名 会長 〇〇 〇〇

横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱に基づき、事業計画の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

運行形態 （□欄に✓を入れること）	☒ 路線定期運行 ☐ デマンド型運行 ☐ ボランティアバス ☐ 地域貢献送迎バス
運行の状態 （□欄に✓を入れること）	☒ 実証運行（ <u> 1 </u> 年目） ☐ 本格運行（ <u> </u> 年目）
添付書類	・事業計画書（第1号様式の2） ・運行に係る収支予算書（第1号様式の3） ・補助対象者であることが確認できる書類

※運行年数を記入して
ください

8. 参考資料

◆ 「事業計画書」 記入例

第 1 号様式の 2（第 9 条）【対象事業：路線定期運行（路線新設）】

事業計画書

団体名 〇〇地区交通検討委員会

1 運行計画の概要

運行形態	路線定期運行（路線新設）【支援Ⅰ型】
運行区間	〇〇駅 ～ 〇〇地区
運行期間	令和〇年〇月以降運行開始予定（運行期間 1 年間）
運行事業者	〇〇交通株式会社
運行車両	ワゴン車 1 台（乗員乗客 10 名）
運行日	平日週 5 日（土休日及び年末年始運休）
運行時間帯	午前 9 時から午後 5 時まで（8 時間）
運行頻度	14 便／日
運賃	大人 300 円、小児 150 円（大人 1 名につき未就学児 2 名まで無料）
推計利用者数	80 人／日
本格運行時の収支率の見込み	75%

2 運行ルート図

運行ルート及び停留所を図示

8. 参考資料

◆ 「事業計画書」記入例

3 運用するシステム概要

配車システム運営会社：株式会社〇〇

予約方法：LINE を活用した予約システム、電話

※デマンド型運行の場合のみ、
記入が必要です。

システム利用の流れ、デマンド型交通のイメージ図等

8. 参考資料

◆ 「運行に係る収支予算書」記入例

第1号様式の3（第9条、第18条）

運行に係る収支予算書

団体名 〇〇地区交通検討委員会

1 収入

項目	金額	説明
地域公共交通導入支援補助金	16,326,280 円	
運賃収入	2,909,100 円	※原則当該年度の収支目標以上の金額を記入
寄付金、協賛金等	0 円	
合計	19,235,380 円	

2 支出（補助金対象経費分）

※横浜市地域公共交通導入支援補助金の対象となる経費の額を記入してください。

項目	金額	説明
運行経費	11,635,380 円	時間制運賃（8 時間）×年間261日
車両費	6,000,000 円	〇〇社 〇〇新車購入
バス停留所設置費	100,000 円	@ 1 万円×10か所
車両改装費	500,000 円	車両ラッピング
利用促進費	100,000 円	100円×1,000世帯
合計	19,235,380 円	

3 補助金受領済額

※過年度に、横浜市地域公共交通導入支援補助金を受領している場合は記入してください。

項目：

年度	金額	説明
年度		
年度		
合計		

項目：

年度	金額	説明
年度		
年度		
合計		

※確認事項（以下を確認し、☑を付けてください。）

- ☑ 支出については、各補助対象経費の上限額以内であること
- ☑ 収入の合計と支出の合計が同額であること

（注意） 行が不足する場合は、適宜修正してください。

8. 参考資料

◆ 「交付申請及び実績報告書」記入例

第9号様式（第14条）【対象事業：路線定期運行（路線新設）】

横浜市地域公共交通導入支援補助金 交付申請及び実績報告書

令和〇年 〇月 〇日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
団体名 〇〇地区交通検討委員会
住所 横浜市〇〇区〇〇-〇-〇
代表者 職・氏名 会長 〇〇 〇〇

横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱を遵守します。

補助対象事業	路線定期運行（路線新設）【支援 Ⅰ 型】			
運行の状態	実証運行 本格運行			
目的及び内容（概要）	〇〇地区の外出支援策として、事業者による地域交通〇〇号の実証運行を行う			
収支率 ※事業年度途中の収支率は記載不要	実証運行	1年目： 30 % 2年目： _____ % 3年目： _____ %	本格運行	_____ %
補助金交付申請額	¥15,126,180.-			
補助対象経費 （□欄に✓を入れること）	☒ 運賃収入等と運行経費の差額の補填 ☒ 車両の購入等に係る費用及び付属設備の設置に係る費用 ☒ バス停留所設置等に係る費用 ☒ 車両改装等に係る費用 ☒ 利用促進に係る費用 ☒ その他市長が特に必要と認める経費			
添付書類	・ 運行に係る収支報告書（第9号様式の2） ・ 補助金の額算出の基礎となる書類又はその写し ・ その他市長が必要と認める書類			

※収支報告書（第9号様式の2）の収入（地域公共交通導入支援補助金）と同額になります。

8. 参考資料

◆ 「運行に係る収支報告書」記入例

第9号様式の2（第14条）

運行に係る収支報告書

団体名 〇〇地区交通検討委員会

1 収入

項目	金額	説明
地域公共交通導入支援補助金	15,126,180 円	
運賃収入	3,109,200 円	
寄付金、協賛金等	0 円	
合計	18,235,380 円	

2 支出（補助金対象経費分）

※横浜市地域公共交通導入支援補助金の対象となる経費の額を記入してください。

項目	金額	説明
運行経費	11,635,380 円	時間制運賃（8 時間）×年間261日
車両費	5,970,000 円	〇〇社 〇〇新車購入
バス停留所設置費	100,000 円	@ 1 万円×10か所
車両改装費	450,000 円	車両ラッピング
利用促進費	80,000 円	広報紙作成・印刷費等
合計	18,235,380 円	

3 補助金受領済額

※過年度に、横浜市地域公共交通導入支援補助金を受領している場合は記入してください。

項目：

年度	金額	説明
年度		
年度		
合計		

項目：

年度	金額	説明
年度		
年度		
合計		

※確認事項（以下を確認し、☑を付けてください。）

- ☑ 支出については、各補助対象経費の上限額以内であること
- ☑ 収入の合計と支出の合計が同額であること

（注意） 行が不足する場合は、適宜修正してください。

8. 参考資料

◆ 協定書（例）－路線定期運行の場合

●●地区おでかけシャトル「●●●」の実証運行実施に係る協定書

地域交通団体名（以下「甲」という。）、運行事業者名（以下「乙」という。）、横浜市（以下「丙」という。）は、横浜市みんなのおでかけ交通事業による「●●●」の実証運行に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「●●●」の実証運行に係る甲、乙、丙の三者の役割分担を定め、実証運行を円滑に進めることを目的とする。

（協定の施行日）

第2条 本協定は、令和●年●月●日から施行する。なお、甲、乙、丙の三者が合意した場合は本協定を廃止できることとする。

（実証運行の内容）

第3条 甲、乙、丙の三者が協力し、次の各号に掲げる内容で実証運行を実施する。

（1） 運行形態

路線定期運行

（2） 運行区間

●●●駅～●●地区（循環）

（3） 運行車両

ワゴン車1台（乗員乗客10名）

（4） 運行日

●曜日～●曜日に運行する。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）、積雪及び暴風雨の際は運休する。

（5） 運行時間

午前●時台から午後●時台までの間に運行する。

（6） 運行便数

1日当たり●便とする。

（7） 運賃

1回の乗車につき大人●●円、小児●●円、未就学児無料とする。

（実証運行の期間）

第4条 実証運行の期間は、運行開始から3年間とする。ただし、「横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱」（以下「要綱」という。）の別表（対象事業：路線定期運行（路線新設）【支援Ⅰ型】）に定める実証運行時の運行継続条件を2年連続で達成できなかった場合、実証運行を停止し、今後の取組について協議するものとする。

（実証運行内容の変更）

第5条 実証運行の利用状況、道路工事その他の事由等によりルートや運行回数などの運行内容の

8. 参考資料

◆ 協定書（例）－路線定期運行の場合

変更を行う場合には、甲、乙、丙の三者が協議の上、決定する。ただし、緊急時等のやむを得ない場合には、乙の判断により運行内容を変更することができ、乙は変更後、速やかに甲及び丙に報告する。

（甲の役割）

第6条 甲は実証運行において、次の役割を担う。

- （1） 広報、バス利用促進及び啓発活動
- （2） 停留所についての地域内調整
- （3） 期間中の停留所の日常管理
- （4） 乗車人員に係る調整
- （5） 調査等の実施及び協力
- （6） 運行計画の変更等の周知
- （7） 前各号に掲げるもののほか、必要となる事項

（乙の役割）

第7条 乙は実証運行において、次の役割を担う。

- （1） 車両の準備、運送、運賃収受、利用者数や収支等の報告
- （2） 運行に係る法手続き（道路運送法第21条による許可申請、道路法第32条による道路占用許可申請、道路交通法第77条による道路使用許可申請等）
- （3） 停留所の設置等
- （4） 調査等への協力
- （5） 運行計画の変更等の周知
- （6） 運行時の事故への対応
- （7） 利用者数の把握及び甲、丙への報告（停留所や便ごとの乗降人員等）
- （8） 前各号に掲げるもののほか、必要となる事項

（丙の役割）

第8条 丙は実証運行において、次の役割を担う。

- （1） 関係機関との調整、対応
- （2） 停留所の設置に係る関係機関との調整
- （3） 運行に必要な諸手続きに係る書類資料作成等の支援
- （4） 調査等の分析及び協力
- （5） 運行計画の変更等の周知
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要となる事項

（運行に関わる事故時の責任及び対応）

第9条 乙は事故が発生した場合は乙自らが責任をもって処理するものとし、甲及び丙は一切の責任を負わない。

- 2 前項の事故が発生した場合、乙は速やかに甲及び丙に報告をする。

8. 参考資料

◆ 協定書（例）－路線定期運行の場合

（補助金に関する手続き）

第10条 甲、乙及び丙は、要綱の定めるところにより補助金に関する手続きを行うものとする。

（補助金の交付に係る関係書類の閲覧）

第11条 要綱第25条に基づき、甲及び丙は、補助金の交付に係る関係書類又はその写しを一般の閲覧に供する。なお、甲の書類の閲覧場所と閲覧時間は次のとおりとする。

閲覧場所 横浜市●●区●●● ●●町内会館

閲覧時間 平日午前●時から午後●時まで

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙の三者で協議する。

以上、本協定の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙で記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 横浜市●●区●●●

地域交通活動団体名

会長 ●● ●●

乙 横浜市●●区●●●

運行事業者名

代表取締役社長 ●● ●●

丙 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 山中 竹春

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（1～2年目）（例）

●●●●の利用状況に関するアンケート調査

令和●年●月

●●連合自治会

横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

●●区●●課

現在実証運行中の●●●●（おでかけシャトル）に、多くのご支援・ご協力をいただきありがとうございます。より多くの方にご利用いただけるよう、現在、運行計画の改善を検討しています。

つきましては、皆さまのご意見をお伺いし、地域のニーズを踏まえた改善の検討が進められるため、アンケート調査を行うこととしました。ご回答いただいた内容は、今後の運行計画の改善に向けた重要な資料として活用させていただきます。地域のニーズに合った運行を確保するため、ぜひご協力をよろしくお願いします。

実証運行の概要

別紙で配布するなど、地区ごとに工夫してください

【対象者】 ●●自治会・町内会のエリアにお住まいの方

【回答期限】 令和●年●月●日(●)まで

【回答方法】

次の①または②の方法によりご回答ください。

① スマートフォンまたはパソコンで回答

下記 URL または右記二次元コードからウェブサイトアクセスし、アンケートフォームからご回答ください。

(URL)

② アンケート用紙で回答

右側及び裏面の回答用紙にご記入いただき、お住まいの自治会・町内会の●●（班長、組長等）にお提出ください。

【注意事項】

・アンケートは1人1回答です。アンケート用紙は、1世帯に●枚配布しています。足りない場合は、コピーしていただくか、スマートフォンまたはパソコンでご回答ください。

・ご回答いただいた内容は、統計的に処理され、個人が特定されることはありません。なお、いただいたご意見・ご質問への個別の回答は行いません。

・回収した回答用紙は、集計・分析後、横浜市が責任をもって廃棄します。

・ご不明な点があれば、下記お問合せ先までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

アンケートの配布・回収に関すること	アンケートの内容に関すること
●●連合自治会 ●● ●● 電話:***-***-**** Eメール:●●●●	横浜市道路・交通政策局地域交通推進課 ●● ●● 電話:045-671-3800 Eメール:●●●● 〇〇区〇〇課 〇〇 電話:045-***-**** Eメール:●●●●

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（１～２年目）（例）

赤字の設問項目は必須です。その他の設問項目は、必要に応じて修正してください。

回答用紙

【問1】あなたご自身についてお伺いします。

① 所属している町内会名・班番号をご記入ください。（未加入の方は記載不要）

自治会・町内会名：（ ） 班：（ ）

② 性別 1. 男性 2. 女性 3. その他

③ 年齢 （ ） 歳

④ 敬老特別乗車証(敬老パス)はお持ちですか。

1. 持っている 2. 持っていない

→ 「1. 持っている」と回答した方に質問します。敬老パスを所持したきっかけは、「敬老パス」が〇〇〇〇へ適用され〇〇〇〇円で乗車するためですか。

1. はい 2. いいえ

※敬老パスは、高齢者の方々が豊かで充実した生活を送るための支援の一つとして発行している乗車証で、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に交付しているものです。（所得に応じた負担金が必要です）。

⑤ 日常の移動についてご回答ください。

（〇〇〇〇（←地域交通愛称）を利用していない方もご回答ください）

質問項目	回答欄		
	1 番目	2 番目	3 番目
あなたの外出の目的のうち多いものから順に 3 つ、回答欄に選択肢の番号を記入してください。 1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 散歩 6. レジャー（余暇活動） 7. 習い事（塾、料理教室など） 8. 社会活動（自治会・ボランティア活動等） 9. その他			
外出頻度に最も近いものをそれぞれ1つ選び記入してください。 1. 毎日 2. 週5～6日 3. 週3～4日 4. 週1～2日 5. 月に2日程度 6. 月に1日程度			

【問2】今回の実証運行の取組についてお伺いします。

① 〇〇〇〇の運行を知っていましたか。

1. はい→②、③、④を回答 2. いいえ→⑤を回答

② ①で「1. はい」と回答した方にお伺いします。〇〇〇〇の運行は何で知りましたか。

1. 町内会の回覧又は掲示板（チラシ等） 2. 横浜市記者発表 3. 横浜市ホームページ
4. ポスター 5. 広報よこはま 6. SNS 7. タウンニュース
8. 友人・知人（口コミ等） 9. 車両や停留所を見かけて 10. その他（ ）

③ 〇〇〇〇に対する満足度をお答えください。

1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない

④ 満足度の理由をご記入ください。

⑤ ①で「2. いいえ」と回答した方にお伺いします。地域の情報等を得る際に、あなたが主に利用している情報源があれば教えてください。

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（１～２年目）（例）

回答用紙

【問3】〇〇〇〇の利用状況についてお伺いいたします。

① 〇〇〇〇の利用状況についてお伺いします。

1. 現在利用している【問3-1を回答】
2. 過去に利用していたが、現在は利用していない【問3-2を回答】
3. 一度も利用したことがない【問3-2を回答】

【問3-1】問3①で「1. 現在利用している」と回答した方にお伺いします。

① 〇〇〇〇の利用頻度について最も近いものをお答えください。

1. 週5日
2. 週3～4日
3. 週1～2日
4. 月に2, 3日
5. 月1日以下

② 〇〇〇〇の主な利用目的をお答えください。(複数回答可)

1. 通勤
2. 通学
3. 買い物
4. 通院
5. 散歩
6. レジャー（余暇活動）
7. 習い事（塾、料理教室など）
8. 社会活動（自治会・ボランティア活動等）
9. その他（ ）

③ 生活圏内で〇〇〇を使って出かける行先を上位3つまでお答えください。

- 1 ()
- 2 ()
- 3 ()

④ 〇〇〇〇実証運行が始まる前(令和〇年〇月時点)の移動手段をお答えください。(1つのみ選択)

1. 徒歩のみ
2. 自転車
3. バイク
4. バス
5. タクシー
6. 自家用車（自分で運転）
7. ご家族による送迎
8. ご家族以外による送迎
9. シェアリングサービス(※)
10. その他 ()

※シェアリングサービスとは、自動車や自転車等を所有せず、必要なときだけ借りて利用するサービスのこと

⑤ 〇〇〇〇の最寄りバス停名とバス停までの徒歩での所要時間をお答えください。

バス停名：() 徒歩での所要時間：() 分程度

⑥ 他の移動手段ではなく、〇〇〇〇を利用する理由をお答えください。(複数回答可)

1. バス停が自宅の近くにある
2. 座って移動できるので楽
3. 免許を返納した
4. 車の運転など、他の移動手段に不安がある
5. 地域の取組を応援したい
6. 同乗者との交流ができる
7. 健康のために外出したい
8. 運賃が安い
9. よく行く場所へ行きやすい
10. その他 ()

⑦ 回数券ICカードを利用していますか。利用している場合はICカード裏面の番号もご回答ください

1. はい（ICカード番号： ）
2. いいえ

【問3-2】問3①で「2. 過去に利用していたが、現在は利用していない」、「3. 一度も利用したことがない」と回答した方にお伺いします。

① 〇〇〇〇を利用しない理由をお答えください。(複数回答可)

1. 移動に困っていない
2. 運行曜日・時間帯が合わない
3. 運行ルートが合わない
4. バス停が遠い
5. 利用方法が分からない
6. 満員で乗れないかもしれない
7. 運賃が高い
8. 支払方法が不便
9. 運行していることを知らなかった
10. その他 ()

② 買い物や駅への移動で普段よく利用している移動手段をお答えください。(1つのみ選択)

1. 徒歩のみ
2. 自転車
3. バイク
4. バス
5. タクシー
6. 自家用車（自分で運転）
7. ご家族による送迎
8. ご家族以外による送迎
9. シェアリングサービス(※)
10. その他 ()

※シェアリングサービスとは、自動車や自転車等を所有せず、必要なときだけ借りて利用するサービスのこと

8. 參考資料

◆ 利用状況アンケート（１～２年目）（例）

【問4】 〇〇〇〇の実証運行が始まる前(令和〇年〇月時点)と比べた外出の変化についてお伺いします。
(〇〇〇〇をご利用していない方もご回答ください。)

① 外出頻度は変化しましたか。

1. 増えた 2. やや増えた 3. 変化はない 4. やや減った 5. 減った

② 外出意欲は変化しましたか。

1. 高まったと思う 2. やや高まったと思う 3. 変化はないと思う
4. やや下がったと思う 5. 下がったと思う

③ 外出頻度や外出意欲の変化の理由をお答えください。(複数回答可)

1. ○○○○の実証運行が開始され、移動の選択肢が増えたから
2. 外出目的が増えた（減った）から
3. 体力的に楽に（辛く）なったから
4. 気分や考え方が前向き（後ろ向き）になったから
5. その他（ ）

【問5】〇〇〇〇に対する改善希望をご記入ください。(任意回答)←地区によって削除や内容変更可能

① 運行してほしい目的地(1箇所)とその利用頻度をご記入ください。(自宅周辺の日常生活圏に限る)

1. 週5～7回 2. 週3～4回 3. 週1～2回 4. 月に2、3回 5. 月1回以下

② 運行してほしい曜日をご記入ください。 (曜日)

③ 運行していない時間帯で利用したい時間帯をお答えください。(複数回答可)

運行している時間:9時~12時、13時~17時

1. 7時台 2. 8時台 3. 12時台 4. 17時台 5. 18時台 6. 19時台 7. 20時台

④ 現金以外でのご希望の支払方法がありましたらお答えください。(複数回答可)←事業者に選択肢の支払い方法が可能か確認が必要

1. クレジットカード 2. 交通系電子マネー 3. バーコード決済 4. その他()

⑤ 新たに設置してほしい停留所の場所をご記入ください。

(と の間、 付近) 例：停留所①と停留所②の間

【問6】地域内での身近な交通手段に関する要望・ご意見があればご記入ください

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（3年目）（例）

●●●●の利用状況に関するアンケート調査

令和●年●月

●●連合自治会

横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

●●区●●課

現在実証運行中の●●●●（おでかけシャトル）に、多くのご支援・ご協力をいただきありがとうございます。より多くの方にご利用いただけるよう、現在、運行計画の改善を検討しています。

つきましては、皆さまのご意見をお伺いし、地域のニーズを踏まえた改善の検討が進められるため、アンケート調査を行うこととしました。ご回答いただいた内容は、今後の運行計画の改善に向けた重要な資料として活用させていただきます。地域のニーズに合った運行を確保するため、ぜひご協力をよろしくお願いします。

実証運行の概要

別紙で配布するなど、地区ごとに工夫してください。

【対象者】 ●●自治会・町内会のエリアにお住まいの方

【回答期限】 令和●年●月●日（●）まで

【回答方法】

次の①または②の方法によりご回答ください。

① スマートフォンまたはパソコンで回答

下記 URL または右記二次元コードからウェブサイトアクセスし、アンケートフォームからご回答ください。

(URL) _____

② アンケート用紙で回答

右側及び裏面の回答用紙にご記入いただき、お住まいの自治会・町内会の●●（班長、組長等）にお提出ください。

【注意事項】

・アンケートは1人1回答です。アンケート用紙は、1世帯に●枚配布しています。足りない場合は、コピーしていただくか、スマートフォンまたはパソコンでご回答ください。

・ご回答いただいた内容は、統計的に処理され、個人が特定されることはありません。なお、いただいたご意見・ご質問への個別の回答は行いません。

・回収した回答用紙は、集計・分析後、横浜市が責任をもって廃棄します。

・ご不明な点があれば、下記お問合せ先までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

アンケートの配布・回収に関すること	アンケートの内容に関すること
●●連合自治会 ●● ●● 電話：***-***-**** Eメール：●●●●	横浜市道路・交通政策局地域交通推進課 ●● ●● 電話：045-671-3800 Eメール：●●●● 〇〇区〇〇課 〇〇 電話：045-***-**** Eメール：●●●●

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（3年目）（例）

赤字の設問項目は必須です。その他の設問項目は、必要に応じて修正してください。

回答用紙

【問1】あなたご自身についてお伺いします。

① 所属している町内会名・班番号をご記入ください。（未加入の方は記載不要）

自治会・町内会名：（ ） 班：（ ）

② 性別 1. 男性 2. 女性 3. その他

③ 年齢 （ ） 歳

④ 敬老特別乗車証（敬老パス）はお持ちですか。

1. 持っている 2. 持っていない

→ 「1. 持っている」と回答した方に質問します。敬老パスを所持したきっかけは、「敬老パス」が〇〇〇〇へ適用され〇〇〇〇円で乗車するためですか。

1. はい 2. いいえ

※敬老パスは、高齢者の方が豊かで充実した生活を送るための支援の一つとして発行している乗車証で、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に交付しているものです。（所得に応じた負担金が必要です）。

⑤ 自動車運転免許証の保有状況について、現在の状況に最も近いものを1つ〇で囲んでください。

1. 持っている（返納を考えていない）
2. 持っている（数年内に返納を考えている）
3. 持っていない（返納した）
4. 持っていない（取得したことがない等）

→「2. 持っている（数年内に返納を考えている）」または「3. 持っていない（返納した）」と回答した方に質問します。あなたが運転免許を返納した、または返納の予定ありとした理由に、

・「〇〇〇〇の実証運行が始まったこと」は影響していますか。

1. はい 2. いいえ

・「敬老パス」が〇〇〇〇へ適用され〇〇〇〇円で乗車できることは影響していますか。

1. はい 2. いいえ

⑥ 日常の移動についてご回答ください。（〇〇〇〇（←地域交通愛称）を利用していない方もご回答ください）

質問項目	回答欄		
	1 番目	2 番目	3 番目
あなたの外出の目的のうち多いものから順に3つ、回答欄に選択肢の番号を記入してください。 1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 散歩 6. レジャー（余暇活動）7. 習い事（塾、料理教室など） 8. 社会活動（自治会・ボランティア活動等）9. その他			
外出頻度に最も近いものをそれぞれ1つ選び記入してください。 1. 毎日 2. 週5～6日 3. 週3～4日 4. 週1～2日 5. 月に2日程度 6. 月に1日程度			

【問2】今回の実証運行の取組についてお伺いします。

① 〇〇〇〇の運行を知っていましたか。

1. はい→②、③、④を回答 2. いいえ→⑤を回答

8. 参考資料

◆ 利用状況アンケート（3年目）（例）

② ①で「1. はい」と回答した方にお伺いします。〇〇〇〇の運行は何で知りましたか。

1. 町内会の回覧又は掲示板（チラシ等） 2. 横浜市記者発表 3. 横浜市ホームページ
4. ポスター 5. 広報よこはま 6. SNS 7. タウンニュース
8. 友人・知人（口コミ等） 9. 車両や停留所を見かけて 10. その他（_____）

③ 〇〇〇〇に対する満足度をお答えください。

1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない

④ 満足度の理由をご記入ください。

⑤ ①で「2. いいえ」と回答した方にお伺いします。地域の情報等を得る際に、あなたが主に利用している情報源があれば教えてください。（複数回答可）

【問3】〇〇〇〇の利用状況についてお伺いいたします。

① 〇〇〇〇の利用状況についてお伺いします。

1. 現在利用している【問3-1を回答】 2. 過去に利用していたが、現在は利用していない【問3-2を回答】
3. 一度も利用したことがない【問3-2を回答】

【問3-1】問3①で「1. 現在利用している」と回答した方にお伺いします。

① 〇〇〇〇の利用頻度について最も近いものををお答えください。

1. 週5日 2. 週3～4日 3. 週1～2日 4. 月に2, 3日 5. 月1日以下

② 〇〇〇〇の主な利用目的をお答えください。（複数回答可）

1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 散歩 6. レジャー（余暇活動）
7. 習い事（塾、料理教室など） 8. 社会活動（自治会・ボランティア活動等）
9. その他（_____）

③ 生活圏内で〇〇〇を使って出かける行先を上位3つまでお答えください。

- 1（_____） 2（_____） 3（_____）

④ 〇〇〇〇導入前の移動手段をお答えください。（1つのみ選択）

1. 徒歩のみ 2. 自転車 3. バイク 4. バス 5. タクシー 6. 自家用車（自分で運転）
7. ご家族による送迎 8. ご家族以外による送迎 9. シェアリングサービス（※）
10. その他（_____）

※シェアリングサービスとは、自動車や自転車等を所有せず、必要なときだけ借りて利用するサービスのこと。

⑤ 〇〇〇〇の最寄りバス停名とバス停までの徒歩での所要時間をお答えください。

バス停名：（_____） 徒歩での所要時間：（_____）分程度

⑥ 他の移動手段ではなく、〇〇〇〇を利用する理由をお答えください。（複数回答可）

1. バス停が自宅の近くにある 2. 座って移動できるので楽 3. 免許を返納した
4. 車の運転など、他の移動手段に不安がある 5. 地域の取組を応援したい
6. 同乗者との交流ができる 7. 健康のために外出したい 8. 運賃が安い
9. よく行く場所へ行きやすい 10. その他（_____）

8. 參考資料

◆ 利用状況アンケート（3年目）（例）

⑦ 回数券ICカードを利用していますか。利用している場合はICカード裏面の番号もご回答ください

1. はい (ICカード番号:) 2. いいえ

【問3-2】問3①で「2. 過去に利用していたが、現在は利用していない」、「3. 一度も利用したことがない」と回答した方にお伺いします。

① ○○○○を利用しない理由をお答えください。(複数回答可)

1. 移動に困っていない 2. 運行曜日・時間帯が合わない 3. 運行ルートが合わない
4. バス停が遠い 5. 利用方法が分からない 6. 満員で乗れないかもしれない
7. 運賃が高い 8. 支払方法が不便 9. 運行していることを知らなかった
10. その他()

② 買い物や駅への移動で普段よく利用している移動手段をお答えください。(1つのみ選択)

1. 徒歩のみ 2. 自転車 3. バイク 4. バス 5. タクシー 6. 自家用車（自分で運転）
7. ご家族による送迎 8. ご家族以外による送迎 9. シェアリングサービス(※)
10. その他（ ）

※シェアリングサービスとは、自動車や自転車等を所有せず、必要なときだけ借りて利用するサービスのこと。

③ 数年後、②で回答した移動手段が使えなくなった場合、生活に支障が出ると思いますか。

1. 日常生活に大きな支障が出る
2. 多少支障はあるが代替手段がある
3. 支障は無い

④ ③で「2」と答えた方にお尋ねします。代替手段は〇〇〇〇ですか。

1. はい 2. いいえ ()

【問4】 ○○○○ 実証運行を始める前(令和○年○月時点)と比べた外出の変化についてお伺いします。(○○○○を利用していない方もご回答ください。)

① 外出頻度は変化しましたか。

1. 増えた 2. やや増えた 3. 変化はない 4. やや減った 5. 減った

② 外出意欲は変化しましたか。

1. 高まったと思う 2. やや高まったと思う 3. 変化はないと思う
4. やや下がったと思う 5. 下がったと思う

③ 外出頻度や外出意欲の変化の理由をお答えください。(複数回答可)

1. ○○○○交通の実証運行が開始され、移動の選択肢が増えたから
2. 外出目的が増えた（減った）から
3. 体力的に楽に（辛く）なったから
4. 気分や考え方が前向き（後ろ向き）になったから
5. その他（ ）

④ 友人・地域との関わりは変化しましたか

1. 増えた 2. やや増えた 3. 変化はない 4. やや減った 5. 減った

⑤ 心身の健康状態は変化しましたか

1. 良くなった 2. やや良くなった 3. 変化はない 4. やや悪くなった 5. 悪くなった

⑥ 生活満足度は変化しましたか

1. 良くなった 2. やや良くなった 3. 変化はない 4. やや悪くなった 5. 悪くなった

【問5】地域内での身近な交通手段に関する要望・ご意見があればご記入ください

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL : 045-671-3800 FAX : 045-663-3415
